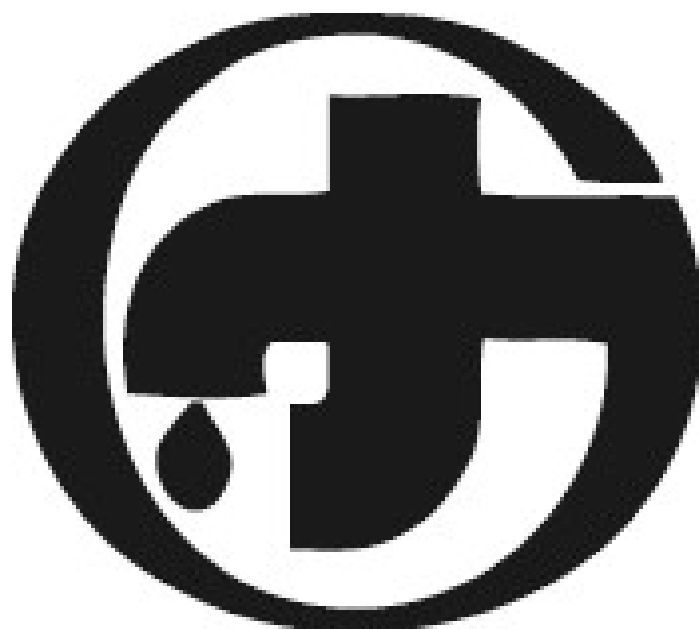


令和 6 年度
日本水道協会沖縄県支部事務研修会
議題回答集（全 1 4 議題）



開催地：南部水道企業団

開催日：令和 6 年 1 1 月 1 5 日（金）

令和6年度 事務研修会 提出議題一覧

No.	議 題	事業体名
1	上下水道料金のeLTAX を活用した公金収納への対応予定について	豊見城市
2	新築物件完成後の水道名義登録について	浦添市
3	給水装置工事指定店（業者）との緊急時の対応に係る契約（年間契約）について	竹富町
4	水道料金等の滞納者への対応策について	名護市
5	水道料金（上水道）未納に伴う督促手数料の徴収について	名護市
6	水道事業の繰入金について	名護市
7	相続人調査について	那覇市
8	資本的支出予算(4条)に伴う事業繰越時の経理の取り扱いについて	南城市
9	各金融機関での窓口収納に関することについて	南城市
10	水道事業の人材育成・確保、技術継承について	南城市
11	無線電話設備について	石垣市
12	職員の労働管理及び手当について	石垣市
13	請求書等における押印省略について	石垣市
14	公金運用管理について	石垣市

議題1 上下水道料金の eLTAX を活用した公金収納への対応予定について（豊見城市）

議題内容

総務省より、地方公共団体の公金収納のデジタル化に関する Q & A（R5.12.1）が更新され、eLTAX を活用した公金納付（※1）は積極的に検討していただきたい旨、特に、全国的に共通の取扱いとして、どの地方公共団体においても eLTAX を活用した納付を可能とすることとされている公金（※2）については令和8年9月までに運用を開始することを目指して準備を進めていただきたい旨の指針が示されました。

現時点では情報が少なく、当市においては検討中となっておりますが、令和8年9月までの運用開始に向け eLTAX を活用した上下水道料金の公金収納への対応予定について伺いたいです。

（※1） eLTAX を活用した納付が可能となる公金は、（※2）に掲げる公金のほか、普通会計に属する全ての公金、公営事業会計に属する公金のうち水道料金、下水道使用料が対象

（※2）①いずれの団体においても相当量の取扱件数がある公金（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料）、②その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する、公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など）

【回答】

- ① eLTAX を活用した公金収納について、令和7年度当初予算にて対応予定（令和7年度システム改修予定）
- ② eLTAX を活用した公金収納について、対応時期は未定だが、今後導入予定（又は令和〇年〇月をめどに対応予定）。
- ③ 今後とも独自の公金収納を継続し、eLTAX を活用した公金収納には対応しない予定。
- ④ ①～③いずれも未定。

回 答	回 答 内 容
沖縄県企業局	該当なし（用水供給事業のため）
那覇市	④
沖縄市	② eLTAX を活用した公金収納について、対応時期は未定だが導入に向けて取り組んでおります。
うるま市	② eLTAX を活用した公金収納について、対応時期は未定だが、今後導入予定。
浦添市	④
宜野湾市	④

宮古島市	④ 現在、情報が少ないため他市町村の状態をみながら検討したい。
糸満市	④
名護市	④ 本市においても現時点では検討中であり、他事業体の対応予定を参考にさせていただきたい。
豊見城市 【議題提出】	② eLTAX を活用した公金収納について、対応時期は未定だが、今後導入予定。 eLTAX (QR コード決済) 導入については、令和 7 年 4 月からシステム改修に移るスケジュールとなっているにも関わらず、現在公開されている見積参考資料ではベンダーとの調整も進められない状況であるため、情報の収集にとどまっています。 また、上下水道使用料に係る納付情報ファイルや入金を地方税と区分する必要がある場合には、共通納税機関コードを取得する必要がありますが、これは現行の地方税に係るものを含め原則上限 3 つまでとなっており、かつ申請期間が令和 7 年 1 月～3 月 (予定) となっているため、喫緊に税部署を含め全庁的な方針を検討する必要性を感じています。
南城市	② 対応時期は未定だが、今後導入を考えております。
石垣市	④ 現在のところ未定です。
南部水道企業団	④ 現時点で情報が少なく、また当企業団は水道料金の取り扱いが異なるため費用対効果分析が必要 (他事業体では多数公金があり他課と同一時期に導入すれば費用は安価になるのではないかと考えられます) と存じます。他事業体のご意見を参考にさせていただきたい。
本部町	② eLTAX を活用した公金収納について、対応時期は未定だが今後導入予定。
西原町	④ ①～③いずれも未定。
北谷町	②
嘉手納町	④
金武町	④ ①～③いずれも未定。
与那原町	① 令和 7 年度当初予算にてシステム改修費用を計上予定しております。システムベンダーへ現時点で公開されている見積参考資料を基に概算での見積もりをお願いしています。
久米島町	④ いずれも未定です。
竹富町	④ ①～③いずれも未定。
国頭村	④ ①～③いずれも未定となります。

東村	予定はないが、他市町村の対応を参考にしたい。
今帰仁村	④ いずれも未定。
宜野座村	④ ①～③いずれも未定。
恩納村	④ ①～③いずれも未定。
北中城村	① システム改修に向け見積りを取り、新年度予算へ計上する予定です。
読谷村	情報収集中のため④となります。
中城村	④ ①～③いずれも未定。
大宜味村	④ ①～③いずれも未定。
伊江村	④

議題2 新築物件完成後の水道名義登録について（浦添市）

議題内容

浦添市では新築物件の工事が完了した後、給水装置工事を行った業者から「名義変更届」という用紙を提出していただき、最初の水道使用者の名義登録を行っています。

しかしながら、提出が遅れたり、提出された名義変更届の内容が施主や管理不動産の意向と異なるケースがあり、その度に各関係者への電話確認等が発生し、初回の名義登録が円滑に進まないことが度々あります。

つきましては、他自治体様ではどのように初回の名義登録を行っているのかご教示頂きますでしょうか。

添付資料：名義変更届

回 答	回 答 内 容
沖縄県企業局	該当なし（用水供給事業のため）
那覇市	当市では給水装置工事着手前に臨時申請をしていただき、その時点での水道使用者を登録したのち工事完成後もう一度給水装置工事の臨時切替申請として提出していただきます。完了検査後臨時切替申請した書類から水道使用者と検査時に確認した指数を使用者の開始指数として登録しています。
沖縄市	本市におきましても、貴市同様に新築物件の工事が完了した後、給水装置工事を行った業者から「名義変更届」という用紙を提出していただき、最初の水道使用者の名義登録を行っております。入居者が決まっていない場合、給水装置工事を行った業者から要望があれば、検査の日で閉栓を行っております。
うるま市	提出が遅れた場合は、「給水装置工事及び給水申込書」を提出した業者に連絡をし、早めに提出するよう促しています。 施主や管理不動産の意向と異なっていると連絡があった場合は、その都度、その内容に応じて対応しています。
浦添市	議題提出正会員
宜野湾市	本市では完了後、指摘等がなければ指定工事業者に加入金・手数料等の支払い案内をします。支払い後、すぐに給水契約申込書を記入して頂くため提出が遅れることはありません。名義登録内容については、初回の納付書を送ったときに使用者が気づき連絡が来ることがありますが、電話で名義変更をしており特に問題になったことはありません。
宮古島市	新築完成後、給水装置施工業者より給水工事施工完了届を提出い

	<p>ただき、初回登録が完了します。その後、所有者変更等の事由が発生した場合に名義変更届と併せて登記簿（写し）等を提出いただいております。</p>
糸満市	<p>本市では、給水装置工事申請書を用いて初回の名義登録を行っていますが、浦添市と同様の問題が発生することがあります。</p>
名護市	<p>本市では指定工事業業者が施主の委任を受けて給水申込みを行います。その際、建売住宅等の場合は所有者及び使用者を施主である不動産会社として、個人の注文住宅等の場合は施主である個人として提出しています。</p> <p>建売住宅等の場合、売買後、「水道異動届」の提出を要しますが、購入者・不動産会社共に提出しないまま、検針により入居が発覚するということがあります。現状、大きな問題とは感じていません。</p>
豊見城市	<p>当市においては新築物件について「給水工事申請書及び設計書」を添付した「水道使用開始申込書」※の水道「使用者」欄に記載頂き最初の使用者登録を行っております。「水道使用開始申込書」で申請頂いた「使用者」に変更があった場合はその都度「水道名義人等の変更届（家族間等の債務引継の場合）」の提出または「水道開栓申込書（新規開栓契約）」にて名義人変更を行っております。一方「所有者」については「給水工事申請書及び設計書」を添付した「水道使用開始申込書」の「所有者」欄にて初回登録を行っておりますが、その後の変更があった際の把握が困難であり、また管理についても円滑に進んでいない現状があります。</p>
南城市	<p>（工事期間） 給水申込書（臨時申請）、使用者は建築業者又は給水装置工事業業者（署名又は押印）</p> <p>（工事完了後） 給水申込書（本申請）、使用者は施主又は管理不動産（署名又は押印）</p> <p>どちらも、申込に関する一切の事項を施主から委任を受けた指定給水装置工事業業者が行う。</p>
石垣市	<p>本市においても同様の流れで手続きを行っております。業者からの提出が遅れるケースもありますが、新名義者の料金負担が大きくなるように、早目の届出を促しております。</p>
南部水道企業団	<p>当企業団も検査後にそのまま開栓して指定店や管理不動産と開始時期でトラブルが発生していたことから、昨年からは、継続利用したい場合は竣工検査までに開栓届（代理記入可）を提出させております。提出がない場合、盗水防止鍵で閉栓し、使用開始時に開栓</p>

	<p>届を提出させています。</p> <p>しかし、検査に不備があった場合、どのタイミングで臨時料金から一般料金へ切り替えるか苦慮しているので他事業体の状況をご教授願いたい。</p>
本部町	<p>浦添市さんと同様に、業者に名義変更を申請してもらっており、同様の問題が発生しています。</p>
西原町	<p>給水係で新築物件の工事が完了した後、給水係で作成した新規入力連絡書でもって最初の水道使用者の登録を行っています。登録に支障がある事例は特にありません。</p>
北谷町	<p>完了検査前の建築時には、臨時の工事用メーターを取り付けており、完了検査後に、工事用メーターの精算を行い、水道業者からの給水申込書をもって本メーターを取り付けるため、提出が遅れることはありません。初回の名義登録については、工事用で提出された申請書及び設計書に記載の施主（所有者）を記載していただいています。提出された給水申込書の内容が施主や管理不動産の意向と異なるケースはあるため、その後、本人の申し出があった場合には、名義変更届をもって変更させていただいております。</p>
嘉手納町	<p>給水契約書を水道使用者から提出していただいております。提出等が遅い場合は、停水しています。</p>
金武町	<p>本町でも、同様の対応に苦慮しています。</p> <p>基本的には施工業者を通して、施主へ連絡してもらい「上下水道使用異動届」による手続きを上下水道課にて行ってもらうように案内しています。</p>
与那原町	<p>通常の処理では完了検査後給水装置工事申込書に記入いただいた所有者名に変更します。ですが、完了検査後に所有者への受け渡しまで別名義にしたいと相談がある場合には、事前に名義変更届を提出いただいております。</p>
久米島町	<p>浦添市さんと同様に処理を行っています。</p> <p>工事業者へ名義変更が必要な事を説明しています。（名義変更をしなければ料金は工事業者へ請求）</p>
竹富町	<p>給水装置工事（施工業者）より、工事完了後の物件引渡しの時に水道異動届（名義変更）へ、記入及び押印を施主にしてもらい提出していただいております。</p>
国頭村	<p>本村においても名義変更届の用紙の提出を求めています。用紙には希望日を設けているため、その希望日付で施主に変更となります。</p>

	す。
東村	給水装置工事事業者名義で登録し、引渡時に変更するよう案内している。
今帰仁村	給水装置工事申込書に記載されている申込者（水道使用者）本人に電話をして、名義と送付先の確認をしている。名義と送付先については、記入されているものとは異なる場合（お店の名前で登録、まだ家が引渡しされていないなど）があるので、必ず本人に確認している。
宜野座村	本村においては、工事を行われている段階では臨時メーターを渡しており、完成検査前に本メーターを渡す際に、最初の水道使用者の名義登録の申請書を提出していただいています。しかし、納付書のはがきを送付した後に、使用者の方から名前や番地の相違など連絡があり、修正することがあります。
恩納村	給水装置工事申請書に申請者の他に水道使用者の名義記入欄が有る為、工事完了と同時に名義変更しております。
北中城村	<p>竣工検査後に業者から、給水申込書の提出をしてもらっているが、施主への引き渡しが遅れる等（清掃・オープンハウスなど）の場合は、その間の水道料金支払者を確定してもらい手続きを行っている。</p> <p>施主以外の水道料金支払者で給水申込を行った際は、水道事業者から水道料金支払者に対して名義変更が必要な旨を伝えてもらっている。</p>
読谷村	<p>本村では新築物件の工事が完了したタイミング（完了検査日）で、給水装置工事申請書及び設計書と添付の給水申込書を基に、工事申請書の指定店名義から水道使用者（給水申込者）へ名義登録を行っています。そのため、最初の水道使用者の名義登録に際して、改めて指定店や水道使用者本人からの届出を求めておりません。</p> <p>しかし、工事申請時の届出のみに基づく登録となるため、水栓住所の住民票との地番の相違や納付書の送付先が旧住所になっているなど後日水道使用者から申し出を受けることが多々あります。地番を修正するには届出を要しますので、水道使用者の理解を得られない場合があります。</p>
中城村	<p>本村では、完了検査の申請の際に提出させていますが、未提出の場合でも遅くとも検査日までには提出させています。</p> <p>また、住民登録の確認も行い地番の確認を行っています。</p>

大宜味村	当村では物件完成後、完了検査(水漏れが無いかな、規格に沿った部品が使われているかな等)を業者立会のもと行っております。その際に名義変更届を受け取りあるいは前もって受け取っております。
伊江村	本村においても同様の現状ですが、施工業者へは届出がなければ臨時用のままで請求書は業者へ送付される旨を伝え、名義変更は施主に届出させるように対応しています。

議題3

給水装置工事指定店（業者）との緊急時の対応に係る契約（年間契約）について（竹富町）

議題内容

竹富町では、緊急時・災害時の緊急対応について課題があります。

竹富町は、本庁舎が行政区域外に配置する島しょ自治体であることから、初動対応について課題があります。

実際に、緊急時には各島に給水装置工事指定店（業者）がない為、現地にいる水道施設管理人や町民に依頼し、情報収集してから近隣自治体の石垣市にある業者を選定し依頼対応になる為初動に時間を要し遅れているのが現状です。

そのため、給水装置工事指定店（業者）との緊急時対応の契約（年間契約）を締結し、業者選定及び初動対応の時間短縮を考えております。よって、他自治体にて給水装置工事指定店（業者）との契約（年間契約）を締結している自治体がありましたら、契約（年間契約）の内容をご教示願います。

回 答	回 答 内 容
沖縄県企業局	該当なし（用水供給事業のため）
那覇市	<p>1 業務名 水道管緊急修繕工事及び保安業務委託</p> <p>2 履行場所 那覇市内全域</p> <p>3 履行期間 令和5年3月1日から令和7年3月31日まで (2年間)</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>受注者が行う業務の範囲は、下記のとおりとする。</p> <p>1 緊急に対応しなければならない修繕等工事</p> <p>① 送配水管等又は給水装置の修繕、移設、仮設及び撤去工事</p> <p>② 給水装置の接続替工事</p> <p>③ 送配水管等又は給水装置に附随する弁室、きょう等の修繕、移設又は撤去工事</p> <p>④ 鉛給水管取替工事</p> <p>⑤ 代用管布設替工事</p> <p>⑥ 再生水施設の修繕工事</p> <p>⑦ 前各号の工事に起因する安全対策工事</p> <p>⑧ 前各号の工事と一体で行う付帯工事</p>
沖縄市	<p>本市では、業務時間外の問い合わせに対応する待機業務と、現場調査及び修繕等に関する業務を市内水道業者と3年契約しています。</p> <p>契約額は待機業務のみの3年総額契約としており、支払いは月割</p>

	<p>りの定額払いとなっています。</p> <p>現場調査及び修繕に係る費用は、市で作成した施工・資材単価で清算して、待機業務とは別に毎月払いをしています。</p>
うるま市	<p>当市では水道施設維持管理に必要な修繕等の緊急的な対応を機動的に行うため、「水道施設等緊急修繕工事及び維持管理待機業務」を市内の給水装置工事指定店と年間で契約しております。</p> <p>契約内容としては「漏水等の緊急修繕工事及び夜間休日の電話受付、配水池等水道施設の異常通報対応」です。</p> <p>これまでの実績に基づくモデルケースにて、金額の試算、支払限度額の設定を行ったうえ契約し、毎月の実績に基づき支払いを行っています。</p>
浦添市	<p>緊急時の維持管理修繕の対応は、指名競争入札にて年間委託しています。</p> <p>またそれとは別に、災害時の応急対策のために浦添市管工事業協同組合と協定を平成 20 年度より締結しております。</p>
宜野湾市	<p>上下水道の維持管理に関する緊急対応は、包括業務委託（5 年契約）を行っているため、給水装置工事指定店と契約はしていません。</p>
宮古島市	<p>当市では、管工事業協同組合と年間委託契約を結んでおります。</p> <p>委託内容・水道施設維持管理工事及び待機業務 委託範囲・導送配水管、給水管及び付属設備の 50 万円を超えない補修及び調査に関する工事。ただし 50 万円を超える工事については、別途協議。</p> <p>維持管理施工要綱により昼夜を問わず迅速にかつ適切に実施する。</p>
糸満市	<p>本市では、漏水や施設等の修繕のため 365 日 24 時間体制の維持管理業務として糸満市電管事業協同組合と年間契約を行っています。</p> <p>業務名：給配送水管管理業務 委託金額：8,365,000 円 業務内容：</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 送配給水施設またはその付属設備の漏水確認及び修繕。 (2) 破損等による原因確認及び漏水の修繕。 (3) 給水装置の一次側、二次側の漏水確認、対応及び修繕。 (4) 切廻し等によるバルブ開閉作業。 (5) 断水等による赤水処理対応作業。 (6) 水圧低下による、出水不良の原因究明。 (7) その他維持管理上早期に対応するべく業務。

	※修繕や工事にかかる費用は別途支払い。
名護市	本市におきましては管路施設維持管理等業務として名護市管工事業協同組合と年間委託契約を締結しています。業務内容としましては管路施設（給水管を含む）及びこれらに付属する装置の修繕工事等の施工管理が含まれており、緊急時におきましても同様に施工管理を行っていただいております。
豊見城市	市内の給水装置工事指定店5社で構成されるとよみ水道管理センターと年間契約を行っております。業務の範囲は漏水等の緊急工事、量水器の満期取替え、その他、水道施設維持管理に関する工事など。
南城市	本市においては、指定店を限定としておりませんが、業者と年間契約をしております。 参考資料添付：仕様書
石垣市	給水装置工事指定店との緊急時対応に係る契約は行っておりません。
南部水道企業団	当企業団の業者との年間契約内容は、以下のとおりです。 (1) 取水施設、導水施設、浄水施設、送・配水施設、給水装置及び付属設備の補修工事 (2) 導・送・配水管及び給水管の布設替工事 (3) 仕切弁筐・弁筐類及び室等の嵩上げ、嵩下げ工事 (4) 量水器の取り替え及びそれに付帯する工事 (5) バルブの開閉作業及びその他の施設等の維持管理業務 (6) 水道施設の点検業務 (7) 消火栓保守点検業務 ※閉庁後も24時間緊急修理を対応しております。3業者1週間交代で住民からの電話対応も含め委託しております。
本部町	本町では夜間、土日祝祭日（役場閉庁時）の緊急対応を行うため、上下水道指定工事店と待機業務委託契約を締結しております。それぞれ月ごとの当番制にしており、契約年数は1年間です。小規模漏水の場合は、宿日直から待機業者へ連絡してもらい対応して事後に報告してもらっています。中、大規模漏水の場合は待機業者から担当者へ連絡が行き必要な場合には、担当者も含めて対応に当たります。本町の契約内容は待機料の支払い契約となっており、修繕にかかった費用は別で請求となります。
西原町	西原町管工事協同組合と時間外及び閉庁日の受付業務として年

	間契約をしています。対応は受付業務を行った業者に依頼しています。
北谷町	本町では年度初めに指定店による入札を行い、平日及び休日の 24 時間いつでも緊急対応出来るよう待機業務として年間契約を締結しております。勤務時間内であれば職員が、それ以外であれば警備から業者へ連絡し対応しています。
嘉手納町	原則として 365 日 24 時間、修繕業務に対応できる修繕待機業務委託を町内の業者と契約しております。
金武町	災害等の緊急時の年間契約は行っておりませんが、漏水時の契約は行っております。
与那原町	本町では、給水工事指定店会の所属業者と月単位で契約しております。今年度は 6 社でローテーションしております。
久米島町	本町に於いては、指定店業者との年間契約はしていません。
竹富町	議題提出正会員 先進事例等を参酌し今後の契約への参考にしたい。
国頭村	本村では、契約等を行っていません。今後のために他事業体の回答を参考にしたいです。
東村	年間契約は行っていない為、他市町村の対応を参考にしたい。
今帰仁村	契約なし。
宜野座村	土日祝祭日に漏水が発生した場合に備えて、村内の給水装置工事指定店と水道修理待機委託業務契約をしています。待機は 8 時 30 分～17 時 30 分までとし、漏水の連絡があった場合には、現場確認の上、対応となります。
恩納村	村内の指定給水装置工事事業者 4 社（修理工事組合）と委託契約しており、休日、祝祭日、時間外の漏水修繕の対応をしている。 ※ 4 社が毎週輪番制で対応している。
北中城村	年間契約している。 平日夜間に対し、日額 5,075 円（税抜き）。土日曜及び公休日、役場閉庁日に対し、日額 10,150 円（税抜き）の待機委託料を支払っている。
読谷村	本村では、村の管工事組合より見積をとって年間契約を行っております。
中城村	本村では、協力してもらえる指定店（R6 年度は 3 社）と年間契約を締結しています。 ※ 人手不足などにより協力できない業者もあるため、年度毎に契約

	<p>者数などは変動があります。</p> <p>1 ヶ月ごとに輪番で当番をお願いし、漏水等発生時は当番業者へ連絡のうえ修理してもらっています。また夜間休日等の電話・現場確認などの一次対応も契約に含んでいます。</p> <p>契約額は月額制で契約しています。</p>
大宜味村	事例が無いため他事業体の回答を参考にさせていただきます。
伊江村	本村において議題に係る例はございません。

議題4 水道料金等の滞納者への対応策について（名護市）

議題内容

本市の水道料金等の未収金において、市外へ転出された方や営業用として利用していた方についての滞納分が多くを占めております。

その対応として、まずは電話で連絡が取れた方については未納となっている旨説明をし、納付書を郵送しています。無断退去の方については、転出（転居）先を調査し、確認が取れた方について納付書を郵送しています。

しかし、住所異動の届出をしていなかったり、営業用での使用の場合は、それ以上住所を追えないことも多く、アパート居住者等の場合は管理会社や家主等から情報を得たり、営業用の場合は、法人登記を確認する等行っておりますが、郵送した納付書の返戻や電話に出ない・繋がらない等、所在不明に至るケースが多く、対応に苦慮しております。

そこで、

- ①各事業体において、滞納者に対しどのような対策を講じていますか。
- ②水道の使用場所と住民登録上の住所が異なる場合、使用開始等の届出の際に住民登録上の住所の記入を必須とする等、所在不明となるのを防ぐ対策をされていますか（本市では届書に記入欄はありますが、これまであまり強くは求めていません）。

併せてご教授願います。

添付資料：水道使用異動届

回 答	回 答 内 容
沖縄県企業局	該当なし（用水供給事業のため）
那覇市	① 当市においても、貴市と同じく対応に苦慮しております。他事業体の対応策を参考にさせていただきたいと考えています。 ② 当市では、使用者の水栓住所と住民登録上の住所の異同にかかわらず、水道の使用開始、使用廃止、名義変更等の申出の際に、当然に使用する又は使用した料金を徴収するための請求先住所を確認しています。
沖縄市	① 本市も貴市と同様に電話催告と転居先を調査し文書での催告を行っております。 電話で連絡が取れない場合はSMSも活用しています。 ② 住民登録上の住所は開栓受付で求めておりません。 未納料金を、窓口で支払いがあるとき等に現住所の聞き取りを行っています。

	<p>また、使用場所が店舗の場合は、現住所を聞き取るようにしています。</p>
うるま市	<p>① 名護市同様、電話で連絡が取れた方については未納となっている旨説明し、納付書を郵送。退去の方については、転出（転居）先を調査し、確認が取れた方について納付書を郵送しています。本市も郵送した納付書の返戻や電話に出ない・繋がらない等、所在不明に至るケースについては、対応に苦慮しております。</p> <p>② 本市においても、届出書に記入欄がありますが、あまり強くは求めていません。他市の状況をご教授願います。</p> <p>添付資料 水道使用開始・中止・使用者変更届 URL:https://www.city.uruma.lg.jp/6001002000/contents/8481.html</p>
浦添市	<p>① 電話で催告等おこなっています。 営業用の滞納者については所在不明になる場合も多く、対応に苦慮しています。</p> <p>② 当市では、電話やアプリで使用開始の受付をしています。 住民登録上の住所等は聞き取りしていません。対策としては関係者に電話等で請求先の聞き取りを行っていますが、音信不通になるケースも多いです。</p>
宜野湾市	<p>① 本事業体においても、貴市と同様に所在等が確認できない未納者に対して同様に苦慮しております。他事業体の対応状況についてご教示いただきたい。</p> <p>② 本事業体では、「住民登録住所」の確認は実施しておりませんが、営業用（用途別料金体系）の給水申込がある場合は、代表者の氏名、住所及び電話番号を確認するようにしております。</p>
宮古島市	<p>① 貴市と同様な対応をしています。</p> <p>② 申請者の身分を確認することにとどめています。</p>
糸満市	<p>① 名護市と同様に、電話連絡及び転出先調査を行い、納付書を郵送しています。</p> <p>② 所在不明となることを防ぐための特別な対策は行っていません。</p>
名護市	議題提出正会員
豊見城市	<p>① 名護市と同様、主に電話連絡での所在地の確認を行っていますが、確認が取れず所在不明となるケースが多々あります。滞納者が各戸検針契約の対象であった場合、当市の「共同住宅における各戸検針及び水道料金等の徴収に関する契約書」第 8 条（水道料金等未</p>

	<p>払いの場合の措置)において「乙(所有者)は使用者と連帯して料金等の支払の義務を負う」に基づき、建物の所有者に滞納分の請求を行う場合があります。</p> <p>② 住民登録上の住所の記入を必須とする等の対応は現在のところ行っておりません。他市の状況を参考にさせていただきます。</p>
南城市	<p>ほぼ、名護市さんとほぼ同様ですが、アパート居住者等の場合は、本市の要綱に基づき、建物所有者と南城市水道事業とで取り交わされている「共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収に関する契約書」にて、各戸使用者の水道料金の清算に関する事又、未納料金等については、建物所有者がその責務を負うこととしており、その内容で建物所有者と合意のもと取扱契約が締結されているため、未納料金については所有者へ請求し支払っていただいております。</p>
石垣市	<p>① 本市においても転居先不明等の滞納者に対応を苦慮しています。</p> <p>② 法人名義登録時は、代表者や担当者氏名も記載させています。</p>
南部水道企業団	<p>① 当企業団も貴市同様、転居後の未納が多くを占めております。閉栓時に必ず転居先を確認しております。無断退去の場合は、管理不動産へ連絡を取って退去者へ支払うよう連絡を入れてもらったり、住民課へ出向き住民票取得し納付書を送付しています。毎月納付書送付を継続しても支払いしてもらえず、所在不明となることもあります。</p> <p>② 使用開始届では、使用者氏名と連絡先の記入のみをお願いしております。代理人が届出にきた場合は、代理人氏名、代理人連絡先及び住所の記入もお願いしております。</p>
本部町	<p>① 本町では、滞納してから3か月後に未納停水を実施し、停水後は今のところ対応しておりません。</p> <p>② 本町の様式には住民登録住所記入欄などはなく、今のところ特別な対策は講じておりません。所在不明等で滞納になった場合は①の回答通りの対応となります。</p>
西原町	<p>① 本町では町外に転出した滞納者に対して、電話連絡、納付書を送付する対応はしておりますが、特別な対策等はしておりません。</p> <p>② 本町の水道開始届の申請書には住所欄が1つだけしか設けておらず、申請の際の聞き取り等で納付書の送付先を指定してもらってはいますが、住民票上の住所記入を必須にはしておりません。</p>
北谷町	<p>本町においても名護市と同様に町外へ転出及び営業用として利用していた方の滞納分の支払いについて苦慮しているところです。</p> <p>他事業体のご対応を参考にさせていただきます。</p>

嘉手納町	<p>① 同様の対応となっており、他事業体の回答を参考にさせていただきます。</p> <p>② 同様の対応となっており、他事業体の回答を参考にさせていただきます。</p>
金武町	<p>① 閉栓手続きの際に窓口での最終料金の支払いを基本としています。</p> <p>また、口座引き落としの場合は、最終料金の振替日を案内しながら、引っ越し先の情報も頂くようにしています。</p> <p>② 納付書の送付先住所を確認するようにしています。</p>
与那原町	<p>① 滞納者へ電話督促、文書催告、臨戸、給水停止を行っています。無断退去の方については転居先の調査、電話・文書による催告を行っています。</p> <p>② 届書に住民登録上の住所を記入する等の対策は行っていません。</p>
久米島町	<p>久米島町に於いては、住民登録上の住所を記入させ、又、開栓する住所を（両方）記入させております。</p>
竹富町	<p>本町も貴市と同じ状況であり、先進事例等を参酌し今後の参考にしたい。</p>
国頭村	<p>① 滞納者に対して、臨戸訪問等を行い、支払の催促や支払計画の相談を行う等しております。また、相談に応じない滞納者に対しては、給水停止通知書を通知し、給水停止を実施しています。</p> <p>② 本村では、住民登録上の住所を記載させています。なお、住所と納付書等の送付先が別の場合は、どちらも記載させています。</p>
東村	<p>① 現在のところ電話連絡及び停水を行い徴収出来ている。</p> <p>② 特段対策はしていない為、他市町村の事例を参考にしたい。</p>
今帰仁村	<p>① 名護市さん同様苦慮している。</p> <p>② 特になし。</p>
宜野座村	<p>① 開栓受付時に1万円の保証金をお預かりしており、村外に転出した連絡が取れない方は保証金での相殺を行っています。</p> <p>② 水道使用場所と住民登録上の住所が異なる場合の対策はとっていません。</p>
恩納村	<p>① 滞納がある状態で所在不明となるケースでは、職権により保証金1万円から滞納分を差し引いております。</p> <p>② 特に対策等はしていません。</p>
北中城村	<p>① 本村も同じような状況です。連絡が取れず村外へ転出した滞納者</p>

	<p>については、深追いができず滞納が続いてしまっている状況です。</p> <p>② 現在、そのような対策は行っておりません。</p>
読谷村	<p>① 住所異動の届出がされておらず音信不通の場合は、戸籍等で親族調査をしたのち、文書送付や臨戸訪問等行い、滞納者の状況確認に努めています。法人で契約をされていた場合、貴市同様、法人登記簿（履歴事項全部証明書）を確認し、記載されている代表取締役の住所へ文書送付や臨戸訪問を行っています。</p> <p>② 本村も貴市同様、届書（給水契約書）に記入欄があるため、契約の際は必ず記入をお願いしています。営業用の場合も代表者の住民登録上の住所の記入をお願いしています。</p>
中城村	<p>① 名護市同様住民登録がない方や、営業用で使用の方未納については本村でも納付書の送付先が分からなくて追えていないため、対応策を考えています。他市町村の意見を参考にしたいです。</p> <p>② 住民登録記載欄は設けていないため、今後申請書の変更を検討していく予定です。</p>
大宜味村	<p>① 連絡先の登録がある場合は電話しますが、逃げた先の調査までは行っておりません。</p> <p>② 事例が無いため他事業体の回答を参考にさせていただきます</p>
伊江村	<p>本村においても村外への転出者について、貴市同様対応に苦慮しているところです。</p>

議題5 水道料金（上水道）未納に伴う督促手数料の徴収について（名護市）

議題内容

本市では納期限までに水道料金の完納がない場合、名護市給水条例第37条の規定に基づき督促状を発し、その手数料として100円を徴収しています。

そこで質問ですが、

【問1】現在、督促手数料を徴収していますか。

【問2】徴収している場合、条例等に基づき徴収していると思いますが、その条例等の根拠についてはどのように考えますか？（何を根拠に規定したか）

【問3】以前は徴収していたが、現在は徴収していない場合、その理由をご教授ください。

名護市水道給水条例

（督促）

第37条 前条に規定する料金、手数料及び開発負担金を納期限までに完納しない場合は、納期限後30日以内に督促状を発しなければならない。

2 前項の督促状に指定すべき納入期限は、発送の日から15日以内とする。

3 督促手数料は、1件につき100円とする。

回 答	回 答 内 容
沖縄県企業局	該当なし（用水供給事業のため）
那覇市	<p>【問1】徴収していません。</p> <p>【問2】回答不要。</p> <p>【問3】当市では、平成29年4月1日施行の水道給水条例より、水道料金を私法上の債権として取り扱っています。水道料金債権は私法上の金銭債権であるとした判決が確定した平成15年10月10日の最高裁決定後も、公債権として解釈を変更していない国の判断をもとに、水道料金は公の施設の使用料の性質を持つ公債権であり、消滅時効は民法を適用とすることとして扱っていました。しかしながら、中核市をはじめ各都市へ調査をしたところ、私債権として扱う自治体は多く、年々増加傾向にあったことから、水道料金債権の解釈を再考する必要があるとして、判例、債権の性質等を勘案した検討を行い、私債権とする取扱いに変更しました。</p> <p>この変更に伴い督促は地方自治法施行令第171条を根拠に行うこととなりますが、督促手数料の徴収を可能とする規定（地方自治法第231条の3第2項）はないため、徴収を廃止しました。</p>
沖縄市	<p>【問1】徴収しています。</p> <p>【問2】沖縄市給水条例（第27条）に基づき徴収しています。</p>

	<p>根拠としては、水道料金債権の発生原因が給水契約による私法上の契約に基づくと考え、水道法第 14 条第 1 項に規定される「その他供給条件」として供給規程（給水条例）に定めがある場合には、供給規程（給水条例）を根拠として督促手数料及び延滞金を徴収することが可能であると考えております。</p> <p>手数料に関する事項については、条例で定めなければならないことから（自治法第 228 条）、同法第 231 条の 3 第 1 項を根拠とし督促を行う場合に限り、同条第 2 項に基づき、督促手数料及び延滞金を規定した条例を根拠に徴収することが可能と考えております。</p>
うるま市	<p>【問 1】給水条例に基づき徴収しています。 （督促手数料、延滞金及び還付加算金）</p> <p>第 33 条 第 21 条の料金又は第 27 条の手数料を納期限までに納付しない者がある場合は、納期限を指定して督促をしなければならない。</p> <p>2 前項の督促手数料は、100 円とする。</p> <p>【問 2】明確な根拠は不明。</p>
浦添市	<p>① 徴収しています。</p> <p>② 地方自治法第 240 条第 2 項 地方自治法施行令第 171 条を根拠としております。</p> <p>具体的な金額は条例で定めています。</p>
宜野湾市	<p>【問 1】徴収しております。</p> <p>【問 2】条例の根拠についてですが、地方自治法第 228 条、231 条の 3 第 1 項及び同条第 2 項に基づいていると思われませんが、当時の条例を制定した職員がいないため詳しくはわかりません。</p> <p>宜野湾市水道事業給水条例 ※一部抜粋 （督促及び延滞金）</p> <p>第 30 条 前条に規定する料金及び手数料を納期限までに完納しない場合は、管理者は延滞金を課し、納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない。</p> <p>2 前項の督促状に指定すべき納期限は、発した日から 15 日以内とする。</p> <p>3 督促状を発した場合においては、督促状 1 通につき 100 円の督促手数料を徴収する。</p> <p>【問 3】該当なし</p>
宮古島市	<p>【問 1】徴収しています</p> <p>【問 2】給水条例第 43 条に基づき徴収している。根拠については把握していません。当市も他市を参考に検討したいと思います。</p>

	【問3】 現在も徴収しています。
糸満市	【問1】 徴収しています。 【問2】 条例に基づき 100 円を徴収していますが、金額の根拠は不明です。
名護市	議題提出正会員
豊見城市	【問1】 徴収しています。 【問2】 日本水道協会「営業業務マニュアル」104 頁参照 『自治法第 228 条、同法第 231 条の 3 第 1 項を根拠とし督促を行う場合に限り、同条第 2 項に基づき、督促手数料及び延滞金を規定した条例を根拠に徴収することが可能となる』 【問3】 該当なし
南城市	【問1】 徴収しております。 【問2】 条例に基づき徴収しておりますが、その根拠の考え方については、水道料金債権には二元的性質「公の施設の使用料（公債権）」と「生産者が売却した産物（私債権）」の考え方があります。水道料金債権が私債権であることについては、司法上及び行政解釈上の判断で明らかになったものの、今般の民法改正に伴って短期消滅時効の制度が廃止された現在、どの性質として捉えるべきか、日本水道協会発行の図書においても明確に示されておりません。本市においては、水道料金債権の発生原因が給水契約による私法上の契約に基づくとして、水道法第 14 条第 1 項に規定される「その他供給条件」として供給規程（給水条例）に定め、それを根拠として督促手数料を徴収しております。 【問3】 -
石垣市	【問1】 徴収している。 【問2】 規程時の根拠が明確ではないため、他事業体の根拠を今後の参考としたい。
南部水道企業団	【問1】 督促手数料を徴収しています。 【問2】 平成 19 年施行された条例に基づき徴収しております。 水道料金は地方自治法第 225 条にいう公の施設の利用につき徴収する使用料であると解釈すれば、その使用料を納付期限に納付しない者に対し行う督促は同法第 231 条の 3 第 1 項を行わなければならないと考えられるが、最高裁の判例においても、この債権の行使、不行使は地方公共団体の長の裁量によるものではないと解されている。 南部水道企業団水道事業給水条例 (督促手数料、延滞金及び還付加算金) 第 30 条 企業長は、第 21 条の料金又は前条の手数を納付期限まで

	<p>に納付しない者がある場合は、納付期限後 10 日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。</p> <p>2 企業長は、前項の規定により督促状を発した場合において、督促状 1 通につき 100 円の督促手数料を徴収する。</p> <p>【問 3】 -</p>
本部町	<p>【問 1】本町も督促手数料を徴収しています。</p> <p>【問 2】本町でも条例に基づき徴収していますが、条例制定時の根拠については資料が残っていないため不明です。</p>
西原町	<p>【問 1】本町では督促料 100 円を徴収しております。</p> <p>【問 2】西原町水道事業給水条例第 29 条第 1 項に基づき徴収しております。民法 153 条に基づき規定したものとされます。</p>
北谷町	<p>【問 1】徴収しています。</p> <p>【問 2】北谷町給水条例 (督促実費金及び延滞利息)</p> <p>第 35 条 管理者は、第 26 条の料金を納期限までに納付しない者がある場合は、納期限を指定して督促をしなければならない。</p> <p>2 前項の者に対する督促実費金は、督促状 1 通につき 100 円とする。</p> <p>北谷町会計規則 (督促)</p> <p>第 33 条 収入決定権者は、収入金が納期限までに納入されないは、法第 231 条の 3 第 1 項の規定により、当該納入義務者に対し、期限が指定して督促状を発しなければならない。この期限は、法令、条例又は他の規則に特別の定めがある場合を除き、15 日以上期間を置かなければならない。</p>
嘉手納町	<p>【問 1】徴収している。</p> <p>【問 2】地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 3</p>
金武町	<p>【問 1】督促料金を徴収しています。</p> <p>【問 2】「金武町水道事業給水条例」</p> <p>第 33 条 管理者は、料金及び手数料を納期限までに定納してない者があるときは、納付期限後 10 日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。</p> <p>2 前項の督促手数料は、1 件につき 100 円とする。</p> <p>※督促料金を 100 円とした根拠・経緯については不明。</p> <p>【問 3】該当しない。</p>
与那原町	<p>【問 1】督促手数料を徴収しております。</p>

	<p>【問 2】与那原町水道給水条例 第 32 条 https://www1.greiki.net/yonabaru/reiki_honbun/q935RG00000407.html</p>
久米島町	現在・徴収はしていません。
竹富町	<p>【問 1】督促手数料を徴収している。 【問 2】地方自治法第 231 条の 3 に基づき徴収しているが、本町の条例と規則にある督促状の発送 1 通につき 100 円徴収している。根拠については不明です。 【問 3】徴収しているため、「該当なし」 ○竹富町簡易水道給水条例第 30 条・○竹富町簡易水道事業給水条例施行規則第 26 条「督促状を発送した場合においては、督促状 1 通について、100 円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。」</p>
国頭村	<p>【問 1】徴収しています。 【問 2】何を根拠に規定したかは不明です。今後のために他事業体の回答を参考にしたいです。</p>
東村	徴収していない。
今帰仁村	<p>【問 1】徴収している 【問 2】－ 【問 3】－</p>
宜野座村	<p>【問 1】はい 【問 2】宜野座村給水条例第 38 条</p>
恩納村	<p>【問 1】100 円の督促手数料を徴収しております。 【問 2】根拠については不明</p>
北中城村	<p>【問 1】100 円徴収している 【問 2】北中城村給水条例</p>
読谷村	<p>【問 1】徴収しています。1 件につき 100 円 【問 2】読谷村水道事業給水条例第 30 条第 3 項に基づいていますが、規定に至った根拠等は不明です。</p>
中城村	<p>【問 1】中城村水道事業給水条例に基づき徴収しています。 【問 2】当初は地方自治法第 231 条の 3 に基づき徴収していたが、平成 15 年最高裁の判決で水道料金は私法債の債権であると確定したことから、地方自治法施行令第 171 条を準用して徴収しています。</p>
大宜味村	<p>【問 1】はい 【問 2】根拠について考えたことがございません</p>

伊江村	<p>【問1】 条例に基づき徴収している。手数料は 200 円</p> <p>【問2】 手数料を 200 円にしていることも含め根拠は不明。(過去に監査員より 200 円の根拠について問われたが根拠は示せず、担当個人の見解で事務手数料としての側面と滞納の抑止効果の期待があったのではないかと回答している。)</p>
-----	---

議題6 水道事業の繰入金について（名護市）

議題内容

操出基準第1 上水道事業 3 上水道の出資に要する経費（2）操出の基準オについて、耐震化事業に係る一般会計からの繰入金について次の事項についてご回答をよろしく願います。

1 令和2年度以降、耐震化事業に係る一般会計の繰入金の受入はありますか。

①ある ②今後予定している ③なし

2 1で①または②と回答した団体に質問です。上積み事業の算定方法はどのようにしていますか（する予定ですか）。

自由記述でお願いします。

名護市回答

1 ③

2 問1で③と回答しましたが、名護市では、配水池建設や浄水場の耐震化事業など、優先的に行うべき事業が続く見込みとなっており、人員などの状況から管路の更新事業を上積みできていない状況にあります。ただし、管路の耐震化率が低い状況にあるため、他市の状況等を踏まえ前向きに検討したいと考えています。

参考 操出基準

第1 上水道事業

3 上水道の出資に要する経費

（2）繰出しの基準

オ 次に掲げる災害・安全対策事業に係る事業費

③ 前年度末時点で「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付け総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号）に基づく経営戦略（以下「経営戦略」という。）を策定した末端給水事業者が実施する水道管路（交付金等のうち水道管路緊急改善事業の対象となる管種に限る。）の耐震化事業に係る事業費のうち通常の耐震化事業に上積みして実施するものの4分の1

この場合、耐震化事業費のうち通常の耐震化事業に上積みして実施するものとは、耐震化事業費に、当該年度における管路更新率が基準管路更新率（令和2年度から令和4年度の全国平均管路更新率（0.67%）又は同期間の当該事業の平均管路更新率のいずれか低い方。ただし、前々年度における有収水量1m³当たりの給水収益（以下「供給単価」という。）が178円未満の事業については、当該事業の平均管路更新率とする。）を上回る割

合を乗じて算出した事業費をいうものであること

④ ③の末端給水事業者のうち、前々年度における供給単価が 178 円以上であって、有収水量 1 m³当たりの資本費が 148 円以上又は有収水量 1 m³当たりの資本費が 111 円以上かつ有収水量 1 m³当たりの管路延長が 0.114m以上のものについては、③の耐震化事業に係る事業費のうち通常の耐震化事業に上積みして実施するものの2分の1

回 答	回 答 内 容
沖縄県企業局	1 ③
那覇市	1 ③なし 2 繰入金を受入れ予定なし
沖縄市	1 ③なし 2 予定はありません。各団体の事例を今後の参考とさせていただきたい。
うるま市	1 ③なし
浦添市	1 ③なし
宜野湾市	1 ③なし
宮古島市	1 ③なし
糸満市	1 ③受入なしです。 2 該当なし
名護市	議題提出正会員
豊見城市	1 ③なし
南城市	1 ③なし
石垣市	1 ③なし 2 石垣市では、水道管の耐震化事業の上積みの実績はありません。
南部水道企業団	1 ③なし
本部町	1 ③なし 2 問1で③と回答しましたが、本部町では老朽化した浄水場や本部半島-瀬底島-水納島間の海底送水管などの改築更新といった優先的に行うべき事業が続く見込みとなっており、名護市さんと同様で管路の更新事業を上積みしにくい状況にあります。
西原町	1 ③なし
北谷町	1 ③なし
嘉手納町	1 ③なし
金武町	1 ③なし

与那原町	1 ③なし
久米島町	一般会計からの繰入金はありません。
竹富町	1 ③ 2 該当無し。
国頭村	1 ③なし 2 該当無し。
東村	1 ③なし
今帰仁村	1 ③なし
宜野座村	1 ③なし
恩納村	1 ③なし
北中城村	1 ③なし
読谷村	1 ③なし
中城村	繰入金受入なし
大宜味村	1 ③なし
伊江村	1 ③なし

議題7 相続人調査について（那覇市）

議題内容

滞納者に相続が発生した場合、相続人に対して、法定相続分に応じた履行請求をするため、相続人調査を行っています。各事業体の状況について、以下の点についてお尋ねします。

①相続人の範囲について

民法の相続人の範囲に代襲者も含んでいますが、当事業体の実務においては、その代襲者の範囲までの相続人調査がなされていない実情となっています。各事業体の調査の状況を把握したく、相続人の範囲についてご教示願います。

②少額滞納者である場合の相続人調査について

未納額が少額の滞納者である場合の当事業体の相続人調査実施については、費用対効果による優先性、効率性等を勘案しながら選定をしていますが、基準となる明確な規範を持ち合わせていない状況となっています。今後の業務の参考といたく、各事業体における選定の方針や基準、考え方等についてご教授願います。また、方針等を定めた文書がございましたらご恵願願います。

回 答	回 答 内 容
沖縄県企業局	該当なし（用水供給事業のため）
那覇市	議題提出正会員
沖縄市	<p>① 相続人の範囲について</p> <p>代襲相続人とは、被相続人が死亡した時に、本来相続人となるはずであった人が既に死亡しているなどの理由で、その代わりに相続人となった子などのことをいいますが、本市では貴市同様代襲相続人まで調査を行っていません。</p> <p>② 少額滞納者である場合の相続人調査について</p> <p>本市も貴市同様、費用対効果を勘案して調査を行っております。方針等を定めた文書はありません。他事業体を参考にさせていただきます。</p>
うるま市	<p>① 本市の実務においても相続人調査をしていないのが実情であります。</p> <p>② 基本3か月の未納で給水停止処分を行っている水道料金の未納対策には、費用対効果が低いと考えるため、本市では相続人調査は行っておりません。</p>
浦添市	① 相続人調査を行った事例が無いとため、各事業体の調査の事例を

	<p>参考にさせていただきたいです。</p> <p>② ①と同じ状況でございます。</p>
宜野湾市	<p>① 本事業体の実務は、債権者の家族等に対し聞き取りによる相続人調査を主に実施しております。それによって確認できる相続範囲及び請求は、おおむね第1順位（子供）、第2順位（親）、第3順位（きょうだい）となっており、貴市と同様に代襲相続者まで調査するのは難しいと考えています。他事業体の相続人調査の具体的な内容をご教示いただければと思います。よろしくお願いたします。</p> <p>② 本事業体も貴市と同様に明確な規範等を持ち合わせておりません。</p> <p>実務としては、相続人調査に限らず債権（徴収）調査にかかるコストは、主に電話連絡（電話料金）及び督促、催告（郵送費）であると考えていますが、これらは低コストであることから、債権放棄するまで実施している状況です。</p>
宮古島市	<p>① 調査を行っていない。</p> <p>② 方針等を定めていない。</p>
糸満市	<p>① 本市では、滞納者に同居している相続人がいる場合は、その相続人に滞納額の支払いを求めています。同居していない相続人の調査までは行っていないのが現状です。</p> <p>② 本市では、少額滞納者に関する基準等は設けていません。</p>
名護市	<p>① 本市においても、現状、調査している相続人の範囲に代襲相続者は含んでおりません。しかし、法定相続分に応じた請求や相続人の不在を事由とする不納欠損等の処理を行う際は、当然、代襲相続者を含む法定相続人全員の調査が必要となると考えます。</p> <p>② 本市では現在、未納額の多寡にかかわらず、水道使用者（契約者）の死亡が判明した時点で相続人調査を実施しております。調査により相続人が判明した場合、まずは1名の方に連絡し、納入通知書を送付するという対応をしています。</p> <p>しかし、貴市同様、その手順について明確な基準は設けられていないため、他事業体の基準等を参考にさせていただきたい。</p>
豊見城市	<p>① 相続人の範囲について、明確に定めてはおらず、また調査も十分に行えていない状況です。</p> <p>② 相続人調査について、基準等は設けておりません。他市の状況を参考にさせていただきたいです。</p>
南城市	<p>① 相続人調査の実例がありません。</p> <p>② 選定の方針や基準はありません。相続人調査を取り入れること</p>

	となった場合は、その都度選定会議を開くことになると思います。
石垣市	① 本市においても相続人調査はなされていない実情です。 ② 本市においても選定方針等の定めは持ち合わせておりません。
南部水道企業団	費用をかけて相続人調査までは行っておりません。不動産などを通して親族と連絡が取れた場合、未納分の支払いをお願いしたり、相続放棄した場合は、放棄した旨が記された裁判所の通知をコピーして頂いています。
本部町	① 那覇市さんと同様で代襲者の範囲までの相続人調査は行っていません。 ② 費用対効果による優先性、効率性等を勘案し①と同様で調査を行っていません。
西原町	① 本町では、滞納者に相続が発生した場合、相続人を調査してまでの請求は、家族の連絡先を把握している場合を除き、手間と時間がかかるため行っておりません。相続が発生した場合、配偶者、子等の家族が窓口に来庁または電話連絡がくることが多いです。 ② 少額滞納者の相続人の調査に関しては、親族の連絡先を把握している場合を除き行っていないので、方針・基準を設けてはいません。
北谷町	他事業体のご対応を参考にさせていただきます。
嘉手納町	① 那覇市と同様の相続人範囲になります。 ② 同様に苦慮しており、他事業体の回答を参考にさせていただきます。
金武町	現在、本町では相続人調査がされていない状況のため、他市町村の状況を参考にさせていただきたいと思います。
与那原町	① 本町では代襲者までの相続人調査を行っておりません。 ② 明確な基準は設けておりませんが少額滞納者については相続者の連絡先を容易に確認できない場合には積極的な滞納整理を行っていません。
久米島町	本町では、相続人調査は行っておりません。
竹富町	本町も貴市と同じ状況であり、先進事例等を参酌し今後の参考にしたい。
国頭村	本村においても、相続人調査がなされていない状況です。今後のために他事業体の回答を参考にしたいです。
東村	相続人調査を行っていない為、他市町村の事例を参考にしたい。
今帰仁村	① 住民記録（システム）のみ調査

	② なし
宜野座村	相続人調査を行っておりません。
恩納村	① ② 共に調査はしていません。
北中城村	本村では相続人調査等はおこなっていないため、他事業体の事例を参考にさせていただきたい。
読谷村	① 民法第 887 条第 2 項及び第 3 項に基づき、代襲相続人も相続人の範囲に含めております。 ② 本村においては、滞納案件はすべて対応しており、選定はしていません。そのため、現時点では方針や基準等は定めていません。
中城村	本村では死亡後滞納案件は件数も少なく、戸籍の調査までは行ったことはありませんが、調査は今後必要であると考えています。
大宜味村	事例が無いため他事業体の回答を参考にさせていただきます。
伊江村	本村において同様の事例はないため、今後の経理処理のため他事業体の回答を参考にしたい。

議題8 資本的支出予算（4条）に伴う事業繰越時の経理の取り扱いについて（南城市）
議題内容

4条予算の事業を繰越しする場合、出来高部分のない工事前払金の支出については、当該年度での予算執行とはせず、翌年度に繰り越しされ、出来高がある部分のみ建設仮勘定として予算執行経理をすることが一般的だと認識しておりますが、文献によっては、4条予算は現金主義なので、前払金も出来高部分の有無に関わらず、支払いのときに予算執行すべきと書いてあるものもあります。

そこで、各事業体の経理処理についてご教授願います。

① 出来高部分のない前払金についての経理処理についてお聞かせ下さい。

【南城市】当該年度での予算執行とはせず、翌年度へ繰り越し、出来高がある部分のみ建設仮勘定として予算執行経理をしている。

② 出来高部分のない前払金に係る国庫補助金等の収入については、当該年度の決算としていますか。それとも前受金処理とし、事業完了年度での決算としていますか。

【南城市】当該年度の決算としている。

③ 上記②について当該年度の決算としている場合、その財源については、次年度の繰越工事資金として補填財源に使用していますか。

【南城市】使用している。

もし、補填財源に使用している場合、そのことがわかる資料の写し（決算報告書など）を参考として提供していただけますでしょうか。よろしくお願い致します。

添付資料：決算報告書（資本的収入及び支出）の写し

回 答	回 答 内 容
沖縄県企業局	該当なし（用水供給事業のため）
那覇市	① 貴市と同様である。 ② 貴市と同様である。 ③ 貴市と同様である。（別添資料あり）
沖縄市	① 当該年度での予算執行とし、建設仮勘定として経理しています。 ② 当該年度の決算としています。 ③ 繰越工事資金（補填財源）として取り扱っていません。
うるま市	① 貴市と同様の経理処理を行っております。 ② 当該年度の決算としております。 ③ 本市でも、次年度の繰越工事資金として補填財源に使用してい

	<p>ます。</p> <p>(別添資料：決算報告書(資本的収入及び支出)の写し)</p>
浦添市	<p>① 当該年度での予算執行とはせず、翌年度へ繰り越し、事業完了後に予算執行しています。</p> <p>② 当該年度の決算としています。</p> <p>③ 使用しています。(別紙1 決算報告書の写し添付)</p>
宜野湾市	<p>① 本市では工事前払金の支出時に建設仮勘定に計上し、予算執行しております。しかし過去には、工事前払金の支出時に予算執行せず、工事完了時に振替伝票で建設仮勘定に計上し、予算執行していた時期もありますので、他事業体の処理方法について参考にさせていただければと思います。</p> <p>② 当該年度の決算としております。</p> <p>③ 使用しておりません。</p>
宮古島市	<p>① 工事等の前払金については、当年度での予算執行とはしておりません。次年度において、事業が完了し、完成払いの際に予算執行という形をとっています。</p> <p>② 前払金に係る国庫補助金等については、当年度の収入としての予算執行はせず、前受金処理をしており、次年度において、事業完了後に予算執行という形をとっています。</p>
糸満市	<p>① 貴市と同様の取扱いです。</p> <p>② 当該年度の決算としています。</p> <p>③ 該当なし</p>
名護市	<p>① 前払金については、一部を除き基本的には建設仮勘定に計上し予算執行しています。一部というのは年度末(2~3月)に前払金(中間前払を含む)などがあるもので補助金の収納が次年度になるもの等です。</p> <p>② 前払金の国庫補助金収入は決算に含めています。</p> <p>③ ①及び②の経理をしているため、繰越工事資金としての取扱いはこれまでありません。</p> <p>また、4条は建設仮勘定に計上すべきと記載のある文献もあることから、前払金の出来高確認の方法を含めて方針が曖昧になっているため、他団体の手法を参考にしたいと思います。</p>
豊見城市	<p>① 出来高のない前払金については当該年度での予算執行とはせず、翌年度完了時に予算執行しています。</p> <p>② 出来高のない前払金に係る国庫補助金等の収入については前受金処理し、翌年度完了時に予算執行しています。</p>

南城市	議題提出正会員
石垣市	① 南城市さんと同じ処理をしています。 ② 出来高部分がないものについては、請求していない。
南部水道企業団	① 貴市と同様の処理を行っています。 ② 事業完了年度での決算としています。
本部町	① 本町では前払金も出来高部分の有無に関わらず支払いの時に予算執行経理をしています。 ② 当該年度の決算としています。 ③ 使用していません。
西原町	近年、予算繰越しが無いため、他市町村の経理処理を参考にさせていただきたいです。
北谷町	① 出来高部分のない前払金は、翌年度へ繰越しています。 ② 出来高部分のない前払金に係る国庫補助金の収入は、前受金として処理し、事業完了年度の決算としている。
嘉手納町	① 当該年度での予算執行とはせず、翌年度へ繰り越し、出来高がある部分のみ建設仮勘定として予算執行経理をしている。 ② 前受金処理とし、事業完了年度での決算としている。 ③ 該当なし
金武町	① 該当年度での予算執行とはせず、翌年度へ繰越している。 ② 前受金で処理し、事業完了年度での決算としている。
与那原町	① 前例無し ② 前例無し
久米島町	経理処理は行っておりません。R6年度に同様の経理処理がある可能性がある。
竹富町	本町は、今年度より公営企業会計に移行したため、先進事例等を参酌し今後の参考にしたい。
国頭村	公営企業会計初年度となるため、まだ経理の取扱に慣れておりません。今後のために他事業体の回答を参考にしたいです。
東村	今年度より公営企業会計へ移行した為、他市町村の事例を参考にしたい。
今帰仁村	① — ② — ③ —
宜野座村	① 当該年度の予算執行としています。 ② 当該年度の予算執行としています。

	③ 次年度の繰り越し工事資金として補填財源には使用していません。
恩納村	① 当年度執行、建設仮勘定にて処理 ② 前受金として処理
北中城村	① 当該年度での予算執行とはせず、翌年度へ繰り越し、出来高がある部分のみ建設仮勘定として予算執行経理をしている。 ② 当該年度の決算としている。
読谷村	① 本村においては出来高部分の有無にかかわらず、年度内で完成していなければ全額前払金の扱いのまま、当該年度の予算執行としておりません。 ② 出来高のない前払金の補助金を請求したケースはありません。 ③ 該当なし。
中城村	① 当該年度の予算執行とはせず、前払金として処理しています。 ② 当該年度決算としています。 ③ 当該年度の補填財源として使用。
大宜味村	事例が無いため他事業体の回答を参考にさせていただきます。
伊江村	本村において同様の事例はないため、今後の経理処理のため他事業体の回答を参考にしたい。

議題9 各金融機関での窓口収納に関することについて（南城市）

議題内容

現在本市水道課では、各金融機関窓口で支払われる水道料金の納付書の収納済通知書（水道事業保管分）を、定期的に各金融機関へ出向き、回収をしている状況です。（一般会計は総合収納委託をしている） それを行っていた理由として、口振依頼をFDで提出していた時代があったため、そのついでとして回収を行っておりました。しかし現在は口振依頼を伝送化（ADP）しているため、収納済通知書の回収のためだけに各金融機関へ出向いている状況となっております。事務の効率化を図る必要があることから、現在収納済通知書データ化処理等業務委託に向けて進めているところで、本年度にプロポーザルを予定しておりますが、その一方で、公金収納のデジタル化（eLTAX）についても、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指し、その必要な改正が盛り込まれた「地方自治法の一部を改正する法律」（令和6年法律第65号）が公布されたところです。水道事業においても数年後にはeLTAX（QRコード決済）を導入する必要があるれば、現在進めている収納通知書データ化処理等業務委託については不要になってきます。

そこで、各事業体の現在の状況について、また上記についてのご意見などをお聞かせいただけますでしょうか。宜しくお願い致します。

回 答	回 答 内 容
沖縄県企業局	該当なし（用水供給事業のため）
那覇市	当市では、収納済通知書の各金融機関からの取りまとめやOCRデータのFDへの変換、入金報告日計表の作成等を出納取扱金融機関へ委託しております。eLTAXを導入し、将来的にOCR納付書の使用がなくなれば、現在の委託は不要になると考えています。
沖縄市	本市では出納取扱金融機関が各金融機関から収納済通知書を受け取り、上下水道局に持参してもらっています。 eLTAXについては、導入に向けて取り組んでいきますが、時期は未定となっております。
うるま市	eLTAXの導入検討と併せて検討予定。 他市の状況をご教授願います。
浦添市	当市では各金融機関にて収められた納入済通知書が市本庁内の指定金融機関に届けられるため、毎朝回収を行っています。 eLTAXの導入については課題の一つと考えています。 各事業体の状況を参考にさせていただきたいです。
宜野湾市	本事業体は、現在口座振替データの送受をFDを用いて実施しています。FDは各金融機関担当者に来局いただき受け渡しをしてお

	<p>りますが、収納済通知書においても同様です。今後は、eLTAX の活用も視野に入れながら、他事業体の事例も含めて検討していきたいと考えています。</p>
宮古島市	<p>当市では口振の登録用紙及び納付書（収納済み）の回収、各種支払いや入金のため金融機関を利用しています。eLTAX はまだ情報が少ないため、検討中です。</p>
糸満市	<p>本市では、市役所庁舎内に入居している指定金融機関が、各金融機関の収納済通知書をまとめて水道部に提出しています。eLTAX の導入については未定です。</p>
名護市	<p>本市では、ゆうちょ銀行をのぞき、口座振替についてはFDを提出しておりますが、各金融機関における窓口収納分の収納済通知書については、ほとんどが金融機関の方から税金等の一般会計分と併せて会計課（一般会計）に届けていただいています。なお、数行については水道事業分については直接担当窓口まで届けていただいている状況です。</p> <p>窓口収納分の消込作業については、収納済通知書のバーコード読込という手作業になり、本市の昨年度の件数としては、約16,000件となります。</p> <p>状況が異なるため、貴市の負担がどの程度なのか計りかねますので、新たな業務委託について容易に言及はできませんが、消込作業等、本市にも関わる部分もありますので、他事業体のご意見を参考にさせていただきたい。</p>
豊見城市	<p>当市においては、各金融機関窓口で支払われた納付書の収納済通知書（水道事業保管分）は指定金融機関と各金融機関との間で交わされた契約で指定金融機関へ搬送されることとなっており、当市は定期的に指定金融機関からまとめて回収しています。その後、電算委託（要員派遣型）している派遣員がOCRで収納済通知書を読み取りシステムへ取り込んでいます。</p> <p>eLTAX（QRコード決済）導入については、令和7年4月からシステム改修に移るスケジュールとなっているにも関わらず、現在公開されている見積参考資料ではベンダーとの調整も進められない状況であるため、情報の収集にとどまっています。</p>
南城市	<p>議題提出正会員</p>
石垣市	<p>本市においても南城市さんと同様に金融機関へ出向き回収を行っています。</p> <p>eLTAX(QRコード決済)について今後導入検討をしていますが、</p>

	<p>他市の取り組み状況も参考にしながら進める予定です。</p>
南部水道企業団	<p>貴市同様、月3～4回各金融機関に出向いて納付書の収納済通知書を回収しています。収納通知書データ化処理等業務委託については当企業団では導入予定はございません。</p> <p>eLTAX についてですが、議題1でも回答した通り、現時点で情報が少なく、また当企業団は水道料金の取り扱いしかないため費用対効果分析が必要（他事業体では多数公金があり他課と同一時期に導入すれば費用は安価になるのではないかと考えられます）と存じます。他事業体のご意見を参考にさせていただきたい。</p>
本部町	<p>現在、琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行は口振依頼を伝送化（ADP）しています。農協はFDで口振依頼していますが、今後伝送化（ADP）する予定です。</p> <p>その後 eLTAX を活用した公金収納導入予定です。</p>
西原町	<p>本町では、口座振替の金融機関7件中、4件は今でもFDを使用しております。収納済通知書の回収、それ以外の業務でも定期的に金融機関に出向いています。</p> <p>現在、eLTAX の導入予定はありませんが、いずれは導入を検討すべきではないかと考えております。</p>
北谷町	<p>本町においては、本庁に各銀行が輪番で銀行窓口を開設していて、各銀行窓口で支払いされた納付書が数日後に届きます。</p> <p>また今年度から全ての口座引落情報を伝送化したため各銀行に行くことは無くなりました。</p> <p>eLTAX（QRコード決済）の導入については現在稼働させている水道料金システムの業者には導入する方向で話しを進めているところです。</p> <p>今後のため他事業体のご対応を参考にしてください。</p>
嘉手納町	<p>現状として、各金融機関と「水道料金等収納事務委託契約書」を取り交しており、その中で「甲宛てに送付する。」としているため、各金融機関へこちらから回収に出向くことはなく、各金融機関から出納取扱金融機関に送付され、こちらへ届きます。</p>
金武町	<p>本町では、一般会計で水道分も一緒に回収している状況です。</p>
与那原町	<p>収納事務通知書について：収納機関へ週に2回（納付書発送5日後～納期限頃までは毎日）受け取りに行っています。その際に、口座振替申請書も支店受付分は一緒に受け取っております。eLTAX については、令和7年度当初予算にてシステム改修費用を計上予定し</p>

	ております。システムベンダーへ現時点で公開されている見積参考資料を基に概算での見積もりをお願いしています。
久米島町	<p>収納済通知書は一般会計（出納室）で毎日回収し OCR 読み込みをして、水道課へ返却される。</p> <p>eLTAX は検討中。</p>
竹富町	<p>現在、データ化処理等業務になっていて、窓口に行くことはないが先進事例等を参酌し今後の公金収納のデジタル化の参考にしたい。</p>
国頭村	<p>本村においても、出納職員が定期的に各金融機関へ出向き、収納済通知書を回収している状況です。今後のために他事業体の回答を参考にしたいです。</p>
東村	<p>データ伝送についてこれから実施予定なので、他市町村の事例を参考にしたい。</p>
今帰仁村	未定。
宜野座村	<p>会計管理室の職員が水道事業分もまとめて回収しています。</p> <p>eLTAX の導入については、検討中です。</p>
恩納村	<p>週 1 ～ 2 回金融機関の窓口にて回収しております。</p> <p>今後については未定。</p>
北中城村	<p>金融機関窓口で納付された収納済通知書は毎朝、本庁の会計課が金融機関へ出向いており、水道課分も合わせて受領してもらっています。</p> <p>また、eLTAX については、次年度システム改修できるよう見積りをとり、予算計上する予定です。</p>
読谷村	<p>各金融機関の窓口にて収納された水道料金等の収入済通知書は指定金融機関を通じて当課へ届けられている状況です。（ゆうちょ銀行は郵送されてきます）</p> <p>しかしながら、口座振替依頼のデータ伝送に至っていない金融機関への F D 授受や、当課でお預かりした紙ベースの口座振替依頼書の持ち込みなど毎月の業務ルーティンの中に金融機関への外勤は避けられないものとなっている現状です。</p> <p>議題 1 の回答同様、eLTAX の情報収集に努めたいと思っています。</p>
中城村	<p>納付書回収については、輪番（会計・税務・国保・水道）で行っております。</p> <p>公金収納のデジタル化については、今のところ取り組みなしで</p>

	す。
大宜味村	当村では会計課が一般会計も簡水会計もひっくるめて金融機関に出向いて回収しております。
伊江村	収納済通知書については本村においても同様の状況で、eLTAXについては検討も行っていません。

議題10 水道事業の人材育成・確保、技術継承について（南城市）

議題内容

本市水道課では、年々業務が増える一方に対し、人員は逆に減となっている状況にあり、3～4年では人事異動となる現状での現体制においては、新たな資格者の確保や人材育成・技術継承が困難となっている。課全体で効率的かつ健全に業務を遂行できるよう運営を見直し、業務改善にも努めてはおりますが、人員不足や経験不足などから、課全体の総合的な技術や知識は十分とは言えません。また、近年の建築ラッシュに伴う給水申請数の増加及び市内全域に分布する耐用年数を経過した老朽管の更新工事が集中してくる状況を鑑みると、適正な人員確保や技師力の向上が必要となってきます。また、公営企業会計についても特殊性があり、複式簿記や決算整理なども技術的なものと考えております。

本市水道課においては、各種資格を有する人材の配置や人事異動方針の見直し(例外)等をしてもらうように総務課(人事)へ要望をしながら、また近年では職員の専門的な研修への派遣を積極的に行い、人事異動後も数年後にはまた水道事業へ戻ってくることで、専門的知識をさらに広げ、キャリアデザインを目指しております。

また、窓口業務や開閉栓業務、メーター検針を含む料金調定業務等については現在民間事業者へ業務委託を行っておりますが、その他の技術や専門的知識を有する部分についても、民間事業者への継続委託をすることも視野に入れていくべきかと考えております。

そこで、各事業体の人材育成・確保、技術継承などの事例や、効率的な事務運営についての考え方や良い方法などがございましたら、ご教示いただけますでしょうか。宜しくお願ひ致します。

回 答	回 答 内 容
<p>沖縄県企業局</p>	<p>企業局では、公営企業管理者を設置し、知事部局等とは別に職員を採用しているほか、沖縄県企業局人材育成基本方針（平成27年2月）に基づき、局内でのジョブローテーション、公営企業会計や水道施設の維持管理などに関する研修への派遣、簿記資格保有者の採用等により、人材の育成・確保、技術の維持・継承を図っているところではあります。</p> <p>また、効率的な事業運営に関しては、以下のとおり浄水場等の運転管理を委託しているところではあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄水場（北谷を除く）：夜間・休日（H22～） ・海水淡水化センター：全日24時間（H18～） ・西系列取水ポンプ場等：全日24時間（S60頃～） ・本島周辺離島8村水道施設：平日・昼間（H30～）

	<p>【久志浄水管理事務所】</p> <p>人材育成としては、電気設備の工事・維持管理を行う上で、電気設備に関する規定、知識について習得する必要がある（電気事故や波及事故の防止）</p> <p>それぞれ、各職場での日常業務において取得する知識、技術に加え、研修・講習会等へ積極的に参加する。</p>
那覇市	<p>当市で策定している人材育成に関する基本方針において人材育成につながる具体的な取組事例として、「職員の成長を見据えた業務分担の設定（主担当や副担当などの役割設定）」、「業務担当課主催研修の実施及び推奨」、「職員の経験の多様化を図るジョブローテーションの実施」等を挙げており、職員や職場、人事担当がそれぞれの立場で取り組んでおります。また、「人材の確保」、「技術の継承」に関しましては、再任用制度は職員の既存のスキルと経験を活かすことができるため、即戦力となる人材の確保に繋がると同時に、技術やノウハウ、経験を新たな世代に継承させることができる効果的な制度と考えております。</p> <p>そして「効率的な事務運営」に関しましては、当市で取り組んでいる業務のDX（デジタルトランスフォーメーション）化は限られた人員や予算の中で今後、業務を効率的に行う方法の一つとなると考えております。</p>
沖縄市	<p>本市では、任命権者間の異動の実施、さらに令和2年度に上下水道統合後、上水・下水道事業の知識共有や技術習得等、職員力の向上を図るため、上水・下水間の人事交流も実施していますが、実務経験や専門知識、技能を有する業務等、事務系及び技術系どちらにおいても経験や専門的知識の継承が難しくなっています。</p> <p>そこで、職場内でベテラン職員（OB含め）が後輩に対し、業務に必要な知識やスキルを実践しながら継承するOJT（On The Job Training）の取組や業務のマニュアル作成、日水協や外部機関による研修受講、また専門性のある分野では民間委託の導入も一部行っていますが、さらに包括委託も視野に入れ検討を行なっているところでございます。</p>
うるま市	<p>本市においても、市全体の人事異動により3年～5年程度で職員が異動することが基本であるため、計画的な人事配置や人材育成が必要であると考えており、職員研修や水道事業間の事務技術研修会に積極的に参加していますが、組織的に人材確保が課題となっています。</p>

	<p>また、上下水道事業内の人事異動（ローテーション等）や一般会計の部局との人事異動の調整や方針、考え方（水道事業人材育成方針の有無や再任用職員の活用）など、組織的な対策について、他事業体の事例を参考にしたい。</p>
浦添市	<p>本市においても人材確保等については苦慮しております。具体的な事務運営や方法はございませんが、事務委託の方法や人材育成など他自治体の状況等を参考にしていきたいです。</p>
宜野湾市	<p>本市の人事異動は3年以上同一課に在職する職員は、全員異動対象とし、5年以上同一課に在職する職員は、積極的に異動させることを基準としております。</p> <p>そのため本事業体では、マニュアル作成や複数人での業務対応を担うことで、定期人事異動にも対応しているところです。</p> <p>また、本市においては上下水道事業包括業務委託を令和3年度より実施しており、民間事業者において技術継承等も担っていただき、市職員が人事異動や退職等により新たに配属された職員に対しても技術継承等に関しフィードバックできるような体制作りを行っているところです。</p>
宮古島市	<p>本市においても同様に人材確保について苦慮しているところですので、他の事業体の対策を参考にしたい。</p>
糸満市	<p>本市では、業務経験の長い定年退職者を再任用または会計年度任用職員として採用するなどし、人材確保や技術継承に努めています。</p>
名護市	<p>本市においても知識経験を有する職員の確保について苦慮しているところ、人事所管課が実施する人事異動ヒアリングの機会に要望しております。</p> <p>本市では窓口業務やメーター検針、開閉栓、料金徴収業務のほか、管路の維持管理業務、浄水施設の運転管理業務等についても委託を行っております。</p> <p>本市においては業務委託を行うことが人材育成や技術継承を図る補完的役割を果たしていることがいえると考えております。</p> <p>その他経理部門では、公営企業会計支援業務委託を行うことにより、経理業務の適正処理と人材育成に努めているところです。</p>
豊見城市	<p>当市においても人材育成・確保については課題となっております。そのため、人事部門へ布設工事監督者や水道技術管理者の資格に関する資料や資格を有する職員のリストを提供したり、経理事務を行う職員は簿記資格を保有している職員を配置することなどを要望</p>

	<p>しています。</p> <p>技術継承に関しても貴市同様、人事異動がある中ノウハウの蓄積が難しく、開閉栓等の窓口業務や現場対応などに苦慮していました。そのため、平成24年度より民間事業者へ業務委託し、安定的な業務遂行を図っています。</p>
南城市	議題提出正会員
石垣市	<p>本市においても同様の課題が有り、他事業体の対策を参考に検討したい。</p>
南部水道企業団	<p>当企業団においては、水道事業に必要な専門的な技術や知識の習得をさせるため、積極的に研修会に参加させ、人材の育成及び技術の継承に繋げていきたいと考えています。</p>
本部町	<p>本町も南城市さんと同様の課題を長年抱えています。結果的に維持管理を担当する一部の職員は20年以上在籍しており、工事担当職員も10年近く異動ができない状況が発生しており、知識、経験、技術の継承といった後任の育成がうまくいっていない現状となっています。その解決に向けて、人事異動のない水道専門職の採用を検討していきたいと考えており、人事担当と調整を始める予定です。</p>
西原町	西原町も同じ状況です。
北谷町	<p>本町においても正職員は減らされ、人事異動により数年で正職員は異動となり技術継承の対応について苦慮しているところです。</p> <p>今後のため他事業体のご対応を参考にさせていただきます。</p>
嘉手納町	南城市同様に苦慮しており、他事業体の回答を参考にさせていただきます。
金武町	<p>本町でも、同様な事案で苦慮しているところです。</p> <p>他市町村の意見を参考にさせていただきたいと思います。</p>
与那原町	本町においても同様な課題をかかえております。他の事業体の考え方を参考にしたい。
久米島町	本町も同様、苦慮しております。
竹富町	本町も貴市と同じ状況であり、先進事例等を参酌し今後の参考にしたい。
国頭村	<p>本村においても同様な課題があると考えます。本村では、水道技術管理者の資格や水道関連の研修会等へ、積極的に参加するように促しています。また、職員による浄水場や水道施設の維持管理及び水道管の修繕作業等を行うことで、技術の継承・向上を行っています。</p>

	す。今後のために他事業体の回答を参考にしたいです。
東村	本村においては水道担当職員 1 人体制であるため、技術継承が難しく職員の異動が困難な状況となっている。後任の育成が課題となっている事から他市町村の対応を参考にしたい。
今帰仁村	特になし。
宜野座村	本村においても、職員数が少ない上、人材育成・確保や、技術継承について多くの課題があり、他事業体様を参考にさせていただきたいです。
恩納村	本村においても、同様の問題を抱えており、今後の課題となっております。
北中城村	本村も技術継承に苦慮しているため、専門的な研修への派遣を積極的にこなっております。
読谷村	本村も同様の課題をかかえておりみなさんの事例を参考にさせていただきたいです。
中城村	特段の取り組みは行っていません。
大宜味村	役場の大半が専門性の低い一般人の集まりなので、専門的な知識や経験のある各分野の人に業務委託・相談したほうが手っ取り早く確実だと思います(人事異動しても安心)。
伊江村	本村は小規模事業体のため、少数の職員と業務委託により運営しておりますが、ベテラン職員の退職により技術の継承は難しくなっています。職員の異動については水道技師として配属されるため、基本的にその後の異動がない事で経験は蓄積され活かされます。

議題 1 1 無線電話設備について（石垣市）

議題内容

本市水道部では、災害時等の連絡手段として、無線電話設備を所有しています。

しかし、設備の経年劣化により修繕費が高額になること、島内に修繕できる人が常駐していないこと等の理由により、業者より免許不要の IP 無線機への切替の提案がありました。

① 無線設備を所有している場合、保守点検は毎年実施していますか。それもと、定期検査時期に合わせた点検の実施のみとしていますか。

② 携帯用無線は、携帯電話と同じ電波を利用しているということで、防災時に通信障害は発生した場合、機能するか懸念しています。他自治体では、携帯用無線の導入の実績または、検討している自治体がありましたら、導入の経緯、維持費等について、情報提供をお願いいたします。

回 答	回 答 内 容
沖縄県企業局	<p>① 県企業局では、知事部局で整備した 260MHz 帯デジタル無線（沖縄県総合行政情報通信ネットワーク）を利用しており、保守点検は各自で整備した範囲に応じて実施しており、供用設備（基地局）は知事部局、個別設備（無線機）は企業局が毎年行っております。</p> <p>② 海水淡水化センターでは離島浄水場を管理しており、災害時に離島との通信手段として携帯型の IP 無線機を導入しています。初期費用として無線機本体の代金が必要となります。その後の維持費は通信費用が月に約 6,000 円／1 台となっています。</p>
那覇市	<p>① IP 無線機については故障した際に対応ができるよう保守費を支払っておりますが、業者による定期検査は行っておりません。 年 4 回程度通信テストを行い、動作確認を実施しております。</p> <p>② IP 無線機 50 台（IP700：10 台 IP502：40 台） デュアル回線（au, docomo） ※令和 4 年度 10 月までは IP700 のみデュアル回線 維持費：通信料 年間 1,320,000 円 保守費 年間 198,000 円 【導入経緯】 H25 年度 大規模災害時に電話回線等が使用できない場合に備え、一部部局に MCA 無線機を配置。 H26 年度 MCA 無線機の配置先を増やす。 R2 年度 IP 無線機を導入 R3 年度 MCA 無線機廃止 当時（令和 2 年度）整備を始めた防災情報システムとの連携を想</p>

	定していたことから、MCA 無線機から GPS 機能が付いている IP 無線機に切り替えているようです。
沖縄市	<p>① 本市では、無線基地局 1 基（沖縄市役所屋上設置）、陸上移動局 1 1 基（車両設置型）、陸上移動局 6 台（ハンディー無線タイプ）を所有しており、保守点検は毎年実施しております。また、5 年に一度の無線局定期検査も行っております。</p> <p>② 現在はスプリアス規格のアナログ無線を使用しており、携帯用無線（IP 無線機）導入の予定はございません。</p>
うるま市	<p>① 無線設備を所有しておりません。</p> <p>② 本市水道部におきましては、携帯用無線機の導入実績はございません。また、導入検討もしておりません。 ※BCP 上においては、工務課等にて所有している携帯電話の活用や、市災害対策本部が所有している通信機器（IP 無線等）を借用するかたちとなっております。</p>
浦添市	<p>① 毎年保守点検と 5 年に 1 回定期点検を行っています。</p> <p>② 携帯用無線を導入しております。災害時や緊急時に使用することを前提に導入しています。維持費は保守点検や定期点検も含めて業者へ委託しております。</p>
宜野湾市	<p>① 本市においても、災害時等の連絡手段として無線電話設備（基地局 1 基、移動局 14 基）を所有しておりますが、保守点検については定期点検に合わせ委託している状況です。</p> <p>② 貴市同様に、本市の無線機もかなり経年劣化が進んでおり、災害発生時に機能するか懸念しております。2 年ほど前に同規模の設備を IP 無線に切り替える検討を行った経緯がありますが、その際に参考見積を聴取した結果、2 千万円以上の導入費用であったため断念した経緯がございます。本市としましても、他自治体の導入実績等がございましたら参考にさせて頂きたいと思っております。</p>
宮古島市	<p>当市では、IP 無線機と地域振興用陸上移動通信システムを使用しております。</p> <p>① 保守点検を年 2 回実施、IP 無線機の点検は行っておりません。</p> <p>② IP 無線機の通信範囲は広いが、災害時、携帯電話通信障害時が発生した場合は使用できないと思われまます。</p> <p>地域振興用陸上移動通信システムは、独自の基地局が有り、基地局に障害が無ければ使用できます。</p> <p>導入の経緯、地域振興用陸上移動通信システムで通信できないエリアをカバーする事と、今後地域振興用陸上移動通信システムが廃</p>

	<p>止される可能性がある為、導入しました。</p> <p>維持費、IP無線機・機種購入費（令和元年）110,000円(一台)</p> <p>通信料・月3,000円(一台)</p> <p>ICOM ハイブリット IP トランシーバーが良いと思います。</p> <p>IP トランシーバーと業務用無線、両方の通信ができ、携帯電話通信網にトラブルが起きても業務用無線で通信できるようです。</p>
糸満市	<p>① 毎年、保守点検を実施しています。</p> <p>② 携帯用無線の導入について、実績はなく、検討もしていません。</p>
名護市	<p>① 保守点検は毎年実施しております。</p> <p>② IP無線機は所有していません。</p>
豊見城市	事例なし。
南城市	定期検査時期に合わせた点検の実施のみです。
石垣市	議題提出正会員
南部水道企業団	<p>平成30年度までは、自営無線。令和元年～800帯MHzデジタルMCA保守点検なし（2～3年に無線機本体の電池交換）</p> <p>年払 ¥127,050（有）エステー通信</p>
本部町	<p>① 以前は所有していましたが、免許の問題や経年劣化や故障等で廃止にした経緯があり、現在は無線設備を所有していません。</p> <p>② 導入予定は現在ありません。</p>
西原町	<p>① 定期検査に合わせた点検</p> <p>② 使用頻度は少なく施設維持が難しい状況ですが、災害時に必要と考えており、検討していません。</p>
北谷町	本町において連絡手段は携帯電話での対応となります。
嘉手納町	<p>① 毎年実施</p> <p>② 実績なし</p>
金武町	本町では、無線電話は所有していません。
与那原町	当町では無線電話を所有していませんが必要性は感じている為、他事業体の事例を参考にしたい。
久米島町	本町は、無線電話を所有していません。
竹富町	無線電話を持っていません。
国頭村	<p>① 所有していません。</p> <p>② 本村では、トランシーバー（4台）を所有しています。現場対応等のこまめに連絡をとる際に便利だと思います。</p>
東村	無線設備は所有者していない。
今帰仁村	① 所有していない

	② —
宜野座村	① 無線設備を所有していません。 ② 携帯用無線の導入の実績はなく、また検討をしていません。
恩納村	① 無線設備は所有していません。 ② 携帯用無線の導入は無く、検討もしていません。
北中城村	導入していない。
読谷村	① 所有しておりますが、ここ数年は毎年の保守点検は行っておりません。 ② 導入及び検討していません。
中城村	無線電話設備はありません。
大宜味村	当村では携帯電話(ガラケー)を使用しています。
伊江村	一般会計の所管する防災無線が事務所及び水道車両に設置されており、維持管理は一般会計において行っています。

議題12 職員の労働管理及び手当について（石垣市）

議題内容

本市では、職員と36協定を締結し、職員の時間外労働削減に努めているところです。

しかし、夜間や休日等の勤務時間外に漏水や緊急事案が発生した場合に備えて、職員とより迅速に連絡が取れるよう数名の職員へ業務用携帯を渡しています。

業務用携帯を所持している職員より、携帯を所持することによる時間の拘束を受けることから、手当等の支給について要望がありました。

① 緊急時の連絡体制の確保の一環として、職員へ業務時間外において、業務用携帯を所持させているか教えてください。

② 所持させている場合、手当等の支給をしていますか。支給有の場合は、手当名及び手当額について、ご教示ください。

回 答	回 答 内 容
<p>沖縄県企業局</p>	<p>【総務課・経営計画課・経理課・建設課・久志浄水管理事務所・西原浄水管理事務所・水質管理事務所】</p> <p>① 職員へ業務用携帯を所持させていません。</p> <p>【配水管理課】</p> <p>① 配水管理課では、緊急時の連絡用として、配水班長へ業務用携帯を所持させています。</p> <p>② 手当等の支給はありません。</p> <p>【石川浄水管理事務所】</p> <p>① 時間外の業務用携帯の所持について該当なし。</p> <p>なお、緊急時の対応については、個人スマホに共通アプリを入れ、事故レベルに合わせた連絡体制がとれるようにしています。</p> <p>【北谷浄水管理事務所】</p> <p>①（北谷浄水場 浄水班）</p> <p>職員へ業務用としての携帯電話は、所持させていません。緊急時の連絡は、職員個人が所持している携帯電話に連絡しています。</p> <p>①（海水淡水化センター 離島浄水場）</p> <p>海水淡水化センターでは離島浄水場を管理していますが、離島浄水場の夜間・休日運転は無人になるため夜間・休日の故障メール受信に職員へ業務時間外もスマートフォンを携帯させています。</p> <p>② 手当等の支給はありません。</p>
<p>那覇市</p>	<p>① 緊急時の連絡体制の確保の一環として、職員へ業務時間外に業務用携帯を所持させておりません。</p> <p>②なし。</p>

沖縄市	<p>① 本市では、転送サービスを利用し、2名ずつの当番制で、職員の個人用携帯電話に、連絡が取れるようにしています。</p> <p>② 手当は支給しておりません。</p>
うるま市	<p>① 本市においても、業務用携帯を所持している事例があります。工務課管理係職員全員に業務用携帯電話(異常警報受信、業務連絡用)を配布。一部職員にはノートパソコン(配水流量等の施設情報確認用)を配布している。一日あたり数回の軽警報確認(大流量、施設通信異常)、月1回程度は、緊急対応が必要な実質的な異常警報や配水管漏水対応における業務連絡がある。</p> <p>② 手当等の支給なし。</p> <p>なお、夜間や休日の勤務時間外においても、警報内容の確認が必要となるなど、精神的負担があると担当課より聞き取りを行っており、労務管理上、職員の負担軽減策(外部委託や職員の輪番制等)を含め、他事業体の事例を参考にしたい。</p>
浦添市	<p>① 業務時間外に業務用携帯は持たせていません。</p>
宜野湾市	<p>① 勤務時間外において、業務用スマホを所持させています。または業務用スマホに掛かってきた電話が、個人スマホへ転送されるような仕組みを取っています。以上により緊急時の連絡体制を確保しています。</p> <p>② 支給はありません。</p>
宮古島市	<p>① 所持させておりません</p> <p>② 該当無し</p>
糸満市	<p>① 勤務時間外や緊急時には、委託先であるポンプ場等に電話が繋がるため職員は携帯を所持していません。</p> <p>② 該当なし</p>
名護市	<p>① 業務時間外に業務用携帯電話所持は行っておりません。</p> <p>② -</p>
豊見城市	<p>① 業務用携帯を所持させております。</p> <p>② 手当等の支給はございません。</p>
南城市	<p>① 当番制で所持させております。</p> <p>② 手当の支給はございません。しかし、必要ではないかと考えております。</p>
石垣市	議題提出正会員
南部水道企業団	<p>① 勤務時間外や緊急時には、委託先へ電話が繋がるため職員は携帯を所持していません。</p>

	② 該当なし
本部町	① 維持管理担当職員 1 人が所持しています。 ② 手当の支給はありません。
西原町	① 所持している。 ② 手当等の支給はない。
北谷町	<p>本町においても以前は基本町内の水道業者が当番制で時間外の漏水等の対応をしていて、担当職員は業務用携帯電話を基本 24 時間持っていました。そして職員が対応する必要がある場合に出勤した時間に応じて時間外手当を支給していました。</p> <p>前年度より年度初めに指定店による入札を行い、平日及び休日の 24 時間いつでも緊急対応出来るよう待機業務として年間契約を締結しております。</p> <p>勤務時間内であれば職員が、それ以外であれば警備から業者へ連絡し対応しています。職員が出勤する必要がある場合は警備員より担当職員の携帯電話に連絡して出勤した時間を時間外手当として支給しています。</p> <p>今後のために他事業体のご対応を参考にさせていただきます。</p>
嘉手納町	① 業務用携帯電話の所持なし ② 該当なし
金武町	① 本町では休日や夜間に関して、専用の携帯電話があり課長と課長補佐で 1 台、係長と現業職とで 1 台を隔週にて持ち帰り非常時に備えております。 ② 所有している事に対する手当は支給していません。
与那原町	① 業務時間外に輪番制で業務用携帯を所持させております。 ② 手当等はなく、実際に出動した際には超勤手当を支給しております。本町においても業務用携帯を所持していることで休日の行動に少なからず制限がかかるので手当の支給がある自治体を参考に検討していきたい。
久米島町	① 所持させております。 ② 出勤の場合のみ時間外手当を支給。
竹富町	業務用携帯電話がない（持たせていない）ため、先進事例等を参酌し今後の参考にしたい。
国頭村	① 緊急時の連絡は個人の携帯電話でやり取りしています。手当等の支給はありません。 ② 該当無し。

東村	① 業務用携帯電話は無く、個人携帯にて対応している。 ② 手当支給無し。
今帰仁村	① 所持無し ② —
宜野座村	① 業務用携帯を所持させています。 ② 手当等を支給していません。
恩納村	時間外（休・祝祭日含む）の漏水等の対応については、村内の指定給水装置工事事業者4社（修理工事組合）と委託契約しており業者にて対応している。業者のみで対応が困難な場合のみ職員も対応している。（時間外手当支給） ※業務用の携帯電話の所持なし。
北中城村	① 業務用携帯を所持させている ② 支給は行っていない。
読谷村	① 業務時間外における携帯電話の所持をさせておりませんが個人の携帯に時間外、祝祭日電話がくることはあります。 ② 現場に出動した場合は、超過勤務がありますが携帯の所持に関しても手当はありません。
中城村	業務用携帯を所持させておりますが、手当等の支給はありません。
大宜味村	水道係、係長、浄水場作業員2名の計4人が持っています。 持つのが当たり前になっているので手当なんて考えたことありませんでした。良い事だと思うのでうちでも次年度予算で請求してみます。
伊江村	① 業務用携帯電話の所持はありません。

議題13 請求書等における押印省略について（石垣市）

議題内容

本市において、見積書・納品書・請求書の押印の省略を検討していますが、各事業体の状況をご教示ください。

- ① 押印を廃止している場合、新たに記載を追加させている項目がありますか。
- ② 追加させている場合、項目名をお教え下さい。

回 答	回 答 内 容
沖縄県企業局	<ol style="list-style-type: none"> ① あります。 ② 相手方担当者の氏名（フルネーム）及び連絡先（電話番号やメールアドレス）
那覇市	<p>押印廃止は行っていない。（那覇市上下水道局会計規程第42条の2）しかし、災害等により印鑑を使用できない場合は、主管課長がこれを確認し、会計企業出納員の承認を得た場合に限り、押印を省略することができる。（那覇市上下水道局会計規程第42条の3第3項）</p>
沖縄市	<ol style="list-style-type: none"> ① 市の基準で、見積書・納品書・請求書の押印省略可能とされています。 そのうち、請求書においては、会計規程で押印省略について定めています。 ② 請求書の押印を省略した場合の追加項目について、会計規程に定めています。 「法人又は団体より提出された請求書にあっては、連絡先並びに当該請求書の作成責任者及び担当者を記載」
うるま市	<ol style="list-style-type: none"> ① 請求書等の押印省略は、実施していません。他事業体の事例を参考にしたい。 ② 該当なし
浦添市	<ol style="list-style-type: none"> ① 請求書において一定の要件を満たすことで押印の省略を認めております。 ・上下水道部において債権者登録をしている者 ・請求者の所在地及び名称並びに代表者の職・氏名等に②の項目を追加記載 ② 請求書の発行責任者氏名、担当者氏名、連絡先
宜野湾市	<ol style="list-style-type: none"> ① あり ② 押印を省略する場合は、当該書類に発行責任者の氏名及び連絡先と担当者の氏名及び連絡先を記載してもらいます。

宮古島市	① 押印の省略はしていません。
糸満市	① 押印の廃止は行っていません。 ② 該当なし
名護市	① 本市では、収受する請求書の押印省略を可能としています。②のとおり追加記載があります。 ② 追加記載の項目 ・発行責任者の氏名及び連絡先 ・請求書担当者の氏名及び連絡先 ※内部の事務処理：原課による検収印（担当__係長__課長）を付与しています。
豊見城市	① 押印は廃止していません。 ② 同上により追加させている項目はありません。
南城市	① なし ② -
石垣市	議題提出正会員
南部水道企業団	押印の省略は行っていませんので、他事業体の意見を参考にしたいです。
本部町	① 押印廃止はしていません。
西原町	① 押印の廃止はしていない。
北谷町	押印の廃止は行っていませんが、他事業体の対応を参考にさせていただきます。
嘉手納町	① 押印の廃止なし ② 押印を廃止している企業が増えてきているため、他事業体の回答を参考にさせていただきたいと思います。
金武町	本町では押印の省略は行っていません。
与那原町	請求書等の押印省略の検討はしていません。
久米島町	省略を検討してない。
竹富町	押印省略について「未検討」のため、先進事例等を参酌し今後の参考にしたい。
国頭村	見積書・納品書・請求書の押印の省略は、行っていません。 今後のために他事業体の回答を参考にしたいです。
東村	押印省略はしていない。インボイス番号の記載をお願いしている。
今帰仁村	① 省略なし ② -

宜野座村	押印廃止は実施しておりませんが、押印なしでも受理しています。
恩納村	現在、押印にて対応しており、今後他市町村の状況により検討したいと考えています。
北中城村	本村は押印省略をおこなっていないため、他事業体の事例を参考にさせていただきたい。
読谷村	① 押印廃止に至っておりません。 ② 該当なし
中城村	押印を廃止しておりません。
大宜味村	当村は懐古的なのでまだまだ押印やっております。
伊江村	請求書等における押印省略はございません。

議題 1 4 公金運用管理について（石垣市）

議題内容

本市において、公金運用を検討しています、各事業体の状況をご教示ください。

- ① 定期預金で資金を運用している場合、どのように金融機関の安全性を確認していますか。
- ② 令和 4 年度以降債券運用を始めた事業体はありますか。
（令和 3 年度事務研修会で「投資について」・「債券運用について」議題有）
債券運用を行っていない事業体は③以降の回答は不要です。
- ③ 債券運用を行う場合、新発債と既発債どちらを購入するか決めてありますか。
- ④ 運用を決定する会議の構成員をお教えください。

回 答	回 答 内 容
沖縄県企業局	<p>① 県公金の安全かつ確実な資金管理・運用を図るため、庁内関係機関による会議を開催し、県内各金融機関の経営状況(主に自己資本比率、不良債権比率など)等の情報を確認している。 (R2 以降は、金融機関の経営状況に変化が見られた場合に開催することとしている。) また、当局では、定期預金での運用に際して、預入金融機関の分散や預金限度額を設定することによりリスク管理を行っている。</p> <p>② 当局では平成 28 年度以降債券運用を行っていません。</p>
那覇市	<p>① 当市では公金管理運用基準に基づき、当市内に有人店舗を有する金融機関のうち、各金融機関の経営指標の各項目を総合的に判断し、原則として次に掲げる条件を満たしているものを選択するものとしている。</p> <p>(1) 自己資本比率が国際統一基準適用金融機関にあっては 10%以上、国内統一基準適用金融機関にあっては 6%以上であること。</p> <p>(2) 格付けが公表されている金融機関にあっては、財務大臣指定格付機関の長期債の格付けが投資適格等級（B a a 又は B B B 以上）であること。</p> <p>(3) 株式上場金融機関にあっては、株価に著しい減少傾向にないこと。</p> <p>(4) 不良債権比率が著しい増加傾向にないこと。</p> <p>(5) 預金量が著しい減少傾向にないこと。</p> <p>② 令和 4 年度時点で既に債券運用を行っている。</p> <p>③ 新発債、既発債の何れかを問わない。</p> <p>④ 企画財務部副部長、企画調整課長、財政課長、上下水道局企画経</p>

	<p>営課担当副参事、企画調整課担当職員、出納室担当職員</p>
<p>沖縄市</p>	<p>① 令和5年度から定期預金での運用を行っていません。預金は、ペイオフ対策として決済用預金としています。</p> <p>② 令和5年度から債券運用をしています。</p> <p>③ 決めてはいませんが、これまでは新発債から選定しています。</p> <p>④ 沖縄市上下水道局公金管理運用委員会を設置しています。構成員は、上下水道部の部長、次長、課長級(6名)、経理係長となっています。</p>
<p>うるま市</p>	<p>① 令和5年度まで定期預金で資金運用していましたが、預金利率の確認のみ行っておりました。</p> <p>② 令和4年度に都道府県債1件、令和5年度にJFM債1件の運用を始めました。</p> <p>③ 新発債のみ(満期まで運用予定)</p> <p>会議は特に行っておりません。証券会社からの情報を元に選定・決定を行い、市長まで決裁後、債券の取得を行っております。</p>
<p>浦添市</p>	<p>① 預金保険制度に加入しているか、自己資本比率が4%以上となっているかを確認しております。</p> <p>② 債券運用を行っておりません。</p>
<p>宜野湾市</p>	<p>① 会計支援業務委託の一環として、委託先の税理士法人へ各行の経営分析を依頼しています。指標としては、経常利益、当期剰余金(成長性)、自己資本利益率(収益性)、自己資本比率(安定性)を採用し、それぞれ評価コメントを付記してもらっています。</p> <p>② 令和4年度以降、新しく債権運用は行っておりません。検討事項として引き継がれているため他市町村の状況について情報をいただければと思います。</p>
<p>宮古島市</p>	<p>① 運用していません</p>
<p>糸満市</p>	<p>① 定期預金での資金運用は行っておりません。</p> <p>② 債券運用は行っておりません。</p> <p>③ 該当なし</p> <p>④ 該当なし</p>
<p>名護市</p>	<p>① 該当なし</p> <p>② 該当なし</p> <p>③ -</p> <p>④ -</p>
<p>豊見城市</p>	<p>① 定期預金の資金運用を運用しておりません。</p>

	② 同上
南城市	① 定期預金はございません。 ② なし ③ - ④ -
石垣市	議題提出正会員
南部水道企業団	① 定期預金で資金運用していますが、特に安全性の確認はしておらず、預金利率の確認のみ行っております。 ② 債券運用を行っておりません。
本部町	① 本町では資金運用はしておりません。 ② 本町では債券運用はしておりません。
西原町	公金での資金運用は行っておりませんので、他市町村の資金運用を参考にさせていただきたいです。
北谷町	① 他事業体の対応を参考にしてください ② 債券運用は行っておりません
嘉手納町	① 嘉手納町公金管理運用方針や基準等に則り安全な金融機関を選択しております。 ② 令和4年度以前より債券運用をしております。 ③ 新発債と既発債の購入については特に決まりはありません。債券額面と同じ、又は債券額面未満で購入できるものを選択しております。 ④ 会計管理者、企画財政課長・係長
金武町	① 定期預金 ② 行っておりません。
与那原町	① 本町と指定金融機関契約や料金収納に係る契約を行っている地方銀行様に預けている。長期的に関係が続いているため信頼性が高いと評価している。また一年ごとに定期預金の預け先を見直している。
久米島町	① 特になし ② なし
竹富町	先進事例等を参酌し今後の参考にしたい。
国頭村	本村では未検討のため、他事業体の回答を参考にしたいです。
東村	事例がない為他市町村の事例を参考にしたい。
今帰仁村	① 運用無し ② 運用無し

宜野座村	<p>① 現在、定期預金がありません。</p> <p>② 債権運用を行っておりません。</p>
恩納村	<p>① 定期預金で運用を行っているが、特別、安全性の確認は行っていません。</p> <p>② 運用しておりません</p>
北中城村	<p>公金の運用はおこなっていないため、他事業体の事例を参考にさせていただきます。</p>
読谷村	<p>① 預金保険制度によると、定期預金については定額保護があり、万が一金融機関が破綻した場合でも元本 1,000 万円までが保護の対象になります。そのため本村では、定期預金の預入額は各金融機関（沖銀・琉銀・海銀・J A・コザ信金・労金）それぞれ 1,000 万円ずつとしております。</p> <p>② 令和3年度より債券（国債）の運用を開始しております。</p> <p>③ 本村では、令和3年度に債券の運用を開始し、その際は、新発債を購入しております。今後、債券の条件によって既発債との入れ替えを検討しております。</p> <p>④ 読谷村公金管理検討委員会 委員長：副村長 副委員長：会計管理者 委員：総務部長、建設整備部長、健康福祉部長、ゆたさむら推進部長、教育次長、上下水道部長、総務課長、健康保険課長</p>
中城村	<p>① 金融機関の安全性は確認しておりません。</p> <p>② 債権運用なし</p>
大宜味村	<p>事例が無いため他事業体の回答を参考にさせていただきます。</p>
伊江村	<p>① 定期預金について特に安全性の確認はしておらず、村内にある金融機関支店で高利率の金融機関に預金している。</p> <p>② 債権運用実績はございません。</p>

添 付 資 料

【議題提出事業体】

NO.	議 題	事業体名	ページ
2	新築物件完成後の水道名義登録について	浦添市	1
4	水道料金等の滞納者への対応策について	名護市	2
8	資本的支出予算(4条)に伴う事業繰越時の経理の取り扱いについて	南城市	3～4

【回答事業体】

NO.	議 題	事業体名	ページ
3	給水装置工事指定店(業者)との緊急時の対応に係る契約(年間契約)について	南城市	5～7
8	資本的支出予算(4条)に伴う事業繰越時の経理の取り扱いについて	那覇市	8～9
		うるま市	10～11
		浦添市	12

給水装置使用者・所有者名義変更等届(給水装置工事 完了検査用)

届出日:令和 年 月 日

<p>浦 添 市 長 殿</p> <p>完了検査日及び検査後の閉栓の有無について、新名義人・施主・施工業者・指定店間で、協議の上、以下のとおり設定したため、浦添市水道事業給水条例第11条(給水契約の申込)の規定により申込いたします。</p>				
届出人	氏名又は会社名		電話	
			FAX	
	住所(所在地)	〒 -		
	担当			
給水場所	給水場所	浦添市		
		(方書)		
	名義変更日	令和 年 月 日	水道番号	
	完了検査後の閉栓※要記入	<input type="checkbox"/> 閉栓する <input type="checkbox"/> 閉栓しない ※閉栓しない場合は、下記をご記入下さい。	-	
使用者名等記載事項	フリガナ		電話番号 ※なるべく携帯番号を記入	
	名義者氏名			
	※ 名義者氏名が法人の場合、代表者氏名と電話番号をご記入ください。			
	フリガナ		電話番号	
	代表者氏名			
	納付書郵送先及び宛名	郵送先	<input type="checkbox"/> 給水場所(新使用者) <input type="checkbox"/> 変更(左記以外の別住所地)	
※ 送付先等を変更する場合には、変更住所・氏名・宛名をご記入ください。	変更住所(所在地)	〒 -		
	変更宛名(名称)			
	用途の確認	<input type="checkbox"/> 家事用(住居等) <input type="checkbox"/> 営業用(店舗・事務所・倉庫・民泊・その他) <input type="checkbox"/> 官公署用 <input type="checkbox"/> 連合用 ※管理不動産名() <input type="checkbox"/> 各戸検針 ※管理不動産名()		
検針のお知らせ投函先	<input type="checkbox"/> 給水場所(新使用者) <input type="checkbox"/> その他(号室 宅) <input type="checkbox"/> 必要なし			
注意事項	<p>※ 完了検査日をもって名義変更しますので、給水装置検査依頼書提出時に、営業課窓口へ当名義変更届の提出をお願いします。</p> <p>※当名義変更届の提出がない場合は、完了検査日で閉栓いたします。</p> <p>※ 完了検査日以降の用途は家事用・営業用・官公署用となります。 完了検査日以降の水道料金は、水を使用しなくとも基本料金が発生いたします。 排水設備設置物件は、下水道使用料も併せて発生します。</p> <p>※ 完了検査日以降の水道料金等は、新名義人に請求いたします。</p> <p>※ 完了検査日以降に内装工事・外構工事などで水を使用した場合も、新名義人に請求しますので、入居までの間、建築会社等が支払う場合は、新名義人を建築会社等にしてください。</p> <p>※ 完了検査日以降の新名義人を建築会社等にする場合は、入居者が決まり次第、下記連絡先へ連絡し、名義変更手続きをしてください。 (名義変更手続きがされない場合、建築会社名義で水道料金が発生し続けます)</p> <p>※ 完了検査日以降の名義については、新名義人・施主・施工業者・指定店間で協議の上、設定して下さい。</p>			
備考				

浦添市上下水道部 営業課 : 浦添市安波茶1丁目1番3号

TEL:098—877—0475 FAX:098—877—0412

様式第 13 号 (第 16 条関係)

水道使用異動届

お届け年月日 年 月 日

名護市水道事業企業管理者 殿

届けた方のお名前 _____ 印

届けた方の電話番号 _____

届出者記入欄 ※太線の枠内のみご記入下さい。

届けてほしいものに○印を付けて下さい。		① 使用開始 (納付書等郵送先)		② 名義変更	
		③ 使用廃止 (引越し、撤去、一時中止)			
給水装置の場所		名護市			
① 使用開始	使用者	氏名	フリガナ	連絡先	自宅
					携帯
	前住所		職場		
	住民登録住所				
	水道の使用開始日時	年 月 日 曜日		AM・PM 時	
料金支払方法	1. 納付書		2. 口座振替		
用途の確認	※該当する用途区分に押印してください。 1 家庭用印 2 営業用印 3 官公署用印 -4 臨時用印				
納付書等の送付先	※給水装置場所以外へ納付書送付を希望する場合のみ記入 〒				
② 名義変更	新名義人	フリガナ			
	旧名義人	フリガナ			
	変更の理由				
③ 使用廃止 (引越し) (撤去) (一時中止)	使用をやめたい日	年 月 日 ()		時	
	精算方法	現場	郵送	窓口	口座
	転出先				
	水道使用を一時中止したい期間	年 月 日から		年 月 日まで	

水栓番号	整理番号	検針道順
------	------	------

メーター再取付

番 号	指針	処理年月日	年 月 日
再取付け	年 月 日		

担当者印

No.

R4

(1) 資本的収入及び支出
収入

区分	予			算		備考
	当 予 算 額	補 予 算 額	小 計	合 計	決 算 額	
第1款 資本的収入	円 903,023,000	円 △ 177,297,000	円 725,726,000	円 725,726,000	円 402,412,000	予算額に比べ 決算額の増減
第1項 企業債	145,303,000	65,300,000	210,603,000	210,603,000	66,300,000	△ 323,314,000
第2項 補助金	757,357,000	△ 242,597,000	514,760,000	514,760,000	335,752,000	△ 144,303,000
第3項 分担金及び 負担金	2,000	0	2,000	2,000	0	△ 2,000
第4項 長期貸付金 償還金	360,000	0	360,000	360,000	360,000	0
第5項 基金取崩 取	1,000	0	1,000	1,000	0	△ 1,000

支出

区分	予			算		備考
	当 予 算 額	補 予 算 額	小 計	決 算 額	翌年度繰越額	
第1款 資本的支出	円 1,159,264,000	円 △ 158,270,000	円 1,000,994,000	円 538,977,317	円 302,311,800	円 159,704,883
第1項 建設改良費	920,464,000	△ 158,270,000	762,294,000	302,183,202	302,311,800	157,798,998
第2項 固定資産 購入費	0	0	0	0	0	0
第3項 企業債償還金	236,800,000	0	236,800,000	236,794,115	0	5,885
第4項 長期貸付金	1,000,000	0	1,000,000	0	0	1,000,000
第5項 予備費	1,000,000	0	900,000	0	0	900,000

資本的収入額(翌年度に繰り越される支出の財源に充当される額89,402,000円を除く。)が資本的支出額に不足する225,967,317円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,188,970円、当年度分損益勘定留保資金114,445,716円、減価償立金108,332,631円で補填した。

(1) 資本的収入及び支出
収入

RS

区分	予算額			地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
	当予算額	補予算額	小計	
第1款 資本的収入	円 1,478,644,000	円 △ 821,884,000	円 656,760,000	円 196,984,000
第1項 企業債	544,103,000	△ 400,200,000	143,903,000	77,600,000
第2項 補助金	911,220,000	△ 421,684,000	489,536,000	119,384,000
第3項 分担金及び負担金	2,000	0	2,000	0
第4項 長期貸付金償還金	360,000	0	360,000	0
第5項 基金取崩収入	22,959,000	0	22,959,000	0

継続費連次繰越額に係る財源充当額	合計		決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	円	円			
0	853,744,000	円 733,411,760	円 △ 120,332,240		
0	221,503,000	158,900,000	△ 62,603,000		
0	608,920,000	551,132,760	△ 57,787,240		
0	2,000	0	△ 2,000		
0	360,000	420,000	60,000		
0	22,959,000	22,959,000	0		

支出

区分	予算額				地方公営企業法第26条の規定による繰越額
	当予算額	補予算額	予備費支出額	流増減額	
第1款 資本的支出	円 1,729,631,000	円 △ 799,707,000	円 929,924,000	円 302,311,800	円 302,311,800
第1項 建設改良費	1,483,962,000	△ 799,707,000	0	0	302,311,800
第2項 固定資産購入	0	0	0	0	0
第3項 企業債償還金	243,669,000	0	0	0	0
第4項 長期貸付金	1,000,000	0	0	0	0
第5項 予備費	1,000,000	0	0	0	0

継続費連次繰越額	決算額		翌年度繰越額		不用額	備考
	円	円	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費連次繰越額		
0	1,232,235,800	1,045,637,812	円 146,939,000	円 0	円 39,658,988	円 (うち、仮払消費税及び地方消費税 68,460,127円)
0	986,566,800	801,469,879	146,939,000	0	38,157,921	(うち、仮払消費税及び地方消費税 68,460,127円)
0	0	0	0	0	0	
0	243,669,000	243,667,933	0	0	1,067	
0	1,000,000	500,000	0	0	500,000	
0	1,000,000	0	0	0	1,000,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する312,226,052円は、繰越工事資金89,402,000円、当年度分減債積立金86,634,851円で補填した。

消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,046,989円、当年度分損益勘定留保資金118,142,212円、

特記仕様書

第1 (基本事項)

1 目的

本委託業務は、南城市の水道施設及び給水装置の維持管理を目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、南城市水道事業（以下「甲」という。）が委託する「R6南城市上水道維持管理業務」に関し、甲及び受注者（以下「乙」という。）が遵守すべき事項を示すものである。

3 業務の委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第2 (一般事項)

1 法令等の遵守

乙は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

2 機密の保持

乙は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

3 履行場所

南城市給水区域内

4 手続き等

乙は、業務の遂行上必要な手続き等は、乙の負担で行う。

5 資材置場及び資機材の確保

乙は、いかなる時間帯でも迅速に対応できるように南城市内に資材置場を確保し必要な資機材を、確保しておかなければならない。

6 疑義について

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

第3 委託範囲

1 甲は、次の各号に定める業務を乙に委託することができる。ただし、乙は、第2号から第9号の修繕等に係る費用について、委託料と別に甲に請求する。

- (1) 上水道に関する電話や現場対応（夜間、休日を含む）
- (2) 漏水、破損等による送水管、配水管、給水管及び付属設備の修繕工事
- (3) 他工事による既設の送水管、配水管、給水管及び付属設備の撤去、移

設、本設工事

- (4) 消火栓室、仕切弁室及び仕切弁筐の嵩上げ、嵩下げ工事
 - (5) 道路の現況復旧に関する工事
 - (6) 配水池、ポンプ場等の水道施設の維持管理に関する修繕工事
 - (7) 検定満期による量水器の一斉取替業務
 - (8) その他水道の工事や修繕に関すること
 - (9) 上記(2)～(8)に付帯する作業(仕切弁操作、洗管作業、工事の広報等)
- 2 前項の規定により、修繕等を施す場合の処置は次のとおりとする。
- (1) 施工に対しては、2名以上の職員でもって速やかに対処すること。ただし、軽微な修繕等についてはこの限りでない。
 - (2) 広域断水をせざるを得ない場合は、事前に水道課職員の指示を受けるものとする。

第4 工事の施行期間

- 1 乙は、工事の指令を受けた当日内に工事を完了するものとする。この場合、甲あてに速やかに施工状況を報告するものとする。但し、やむを得ない理由により当日内に完了することができない場合は、その旨報告し承認を得なければならない。

第5 調査

甲は、この業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求め監査することができるとともに業務の実施について、必要な指示をすることができる。

第6 損害の負担

工事の施工に関して、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてこれを賠償しなければならない。ただし、甲が認めた場合はこの限りでない。

第7 委託料及び修繕費の支払い

- 1 甲は、第1の委託業務に対する委託料の請求については、毎月10日までに甲あてに請求するものとする。また、修理における修繕費については、乙は完了後に甲へ修繕伝票を速やかに提出するものとする。
- 2 甲は乙より提出があった修理伝票を精査した後、精算額を乙へ報告する。また、乙は精算額の報告を受けた後、請求書を甲へ提出し、甲は請求があった日から30日以内に乙へ支払うものとする。

第8 修繕単価等の採用

当該契約に係る修繕単価については、南部地区給水工事単価、県単価・歩掛等を採用するものとし、時間外に係る人件費割増率については、労働基準法第37条第1項「時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める法令」に準ずる。

第9 修繕単価等の変更

南部地区給水工事単価、県単価・歩掛等の見直し等により第8の単価に変動があったときは、これを変更することができる。

第10 権利、業務の譲渡等の禁止

乙は、この契約によって生じた権利若しくは業務を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。ただし、書面により甲が承諾したときはその限りでない。

第11 甲の解除権

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく契約を期間内に履行せず又は履行の見込みがないと認められたとき。
- (2) 契約の履行に際し不正な行為があったとき。
- (3) 契約事項に違反したとき。
- (4) 甲の職務執行を妨げ又はその指示に従わないとき。

第12 乙の解除権

乙は、甲が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 甲の発注する工事が著しく減少したとき。
- (2) 契約事項に違反したとき。

第13 契約の確定時期

本契約は、令和6年度南城市水道会計予算が令和6年3月31日までに南城市議会で可決された場合において、令和6年4月1日に確定される。

令和4年度那覇市水道事業決算報告書

(2) 資本的収入及び支出

区分	予 算 額					決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	継続費 通次繰 越額に係る財源 充当額				
				地方公営企業法第26条の規定による 繰越額に係る財源充当額	合計			
第1款 資本的収入	円	円	円	円	円	円	円	
第1項 補助金	306,889,000	53,856,000	360,745,000	132,828,000	493,573,000	369,739,000	△ 123,834,000	
第2項 他会計 負担金	142,100,000	0	142,100,000	132,828,000	274,928,000	150,468,000	△ 124,460,000	(翌年度繰越財源充当額 17,640,000)
第3項 他会計貸付 金償還金	14,916,000	24,398,000	39,314,000	0	39,314,000	39,941,000	627,000	
第4項 投資有価証 券償還金	49,992,000	0	49,992,000	0	49,992,000	49,992,000	0	
第5項 その他の資本的 収入	99,880,000	0	99,880,000	0	99,880,000	99,880,000	0	
	1,000	29,458,000	29,459,000	0	29,459,000	29,458,000	△ 1,000	

区分	予 算 額					決算額	翌年度繰越額			備 考		
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用増 減額	小 計		地方公営企業 法第26条の規 定による繰越額	継続費通次 繰越額	合計			
									地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額		継続費通次繰 越額	合計
第1款 資本的支出	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
第1項 建設 改良費	2,732,894,000	△ 337,738,000	0	0	2,395,156,000	703,717,100	195,198,000	3,294,071,100	2,114,118,787	1,163,443,668	16,508,645	
第2項 企業債 償還金	1,267,381,000	△ 41,238,000	0	0	1,226,143,000	703,717,100	195,198,000	2,125,058,100	950,106,303	1,163,443,668	11,508,129	(うち仮払消費税及び 地方消費税 76,590,844)
第3項 投 資	250,513,000	0	0	0	250,513,000	0	0	250,513,000	250,512,484	0	516	
第4項 その他の 資本的支出	1,200,000,000	△ 296,500,000	0	0	903,500,000	0	0	903,500,000	903,500,000	0	0	
第5項 予備費	10,000,000	0	0	0	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0	0	
	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000	

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額17,640,000円を除く。)が資本的支出額に不足する額1,762,019,787円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額76,590,844円、繰越工事
資金46,189,000円、減債積立金250,512,484円、建設改良積立金625,099,459円及び過年度分損益勘定留保資金763,628,000円で補てんした。

令和5年度那覇市水道事業決算報告書

(2) 資本的収入及び支出
収入

区分	予 算 額					決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初 予算額	補正 予算額	小 計	地方公営企業法第26 条の規定による繰越額 に係る財源充当額	継続費通次繰越額 に係る財源充当額			
第1款 資本的収入	421,014,000	16,735,000	437,749,000	124,460,000	0	562,209,000	△ 105,526,037	円
第1項 補助金	107,000,000	0	107,000,000	124,460,000	0	231,460,000	△ 64,201,000	(翌年度繰越財源充当額 42,799,000)
第2項 他会計負担金	77,927,000	△ 22,294,000	55,633,000	0	0	55,633,000	△ 7,062,037	(翌年度繰越財源充当額 39,626,400)
第3項 他会計貸付金償還金	136,448,000	0	136,448,000	0	0	136,448,000	0	
第4項 投資有価証券償還金	99,638,000	0	99,638,000	0	0	99,638,000	0	
第5項 その他資本的収入	1,000	39,029,000	39,030,000	0	0	39,030,000	△ 34,263,000	

支出

区分	予 算 額					決算額	翌年度繰越額		備 考
	当初 予算額	補正 予算額	費用 増減 額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定 による繰越額		継続費通 次繰越額	合 計	
第1款 資本的支出	3,190,926,000	△ 55,048,000	0	3,135,878,000	1,163,443,668	3,205,700,203	946,121,200	0	147,500,265
第1項 建設改良費	1,344,427,000	△ 81,375,000	0	1,263,052,000	1,163,443,668	1,364,175,304	946,121,200	0	116,199,164
第2項 企業債償還金	197,498,000	0	0	197,498,000	0	197,497,627	0	0	373
第3項 投資	1,624,300,000	26,300,000	0	1,650,600,000	0	1,624,300,000	0	0	26,300,000
第4項 その他資本的支出	19,701,000	27,000	0	19,728,000	0	19,727,272	0	0	728
第5項 予備費	5,000,000	0	0	5,000,000	0	5,000,000	0	0	5,000,000

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額82,425,400円を除く。)が資本的支出額に不足する額2,831,442,640円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額113,273,910円、繰越工事資金17,640,000円、減債積立金197,497,627円、建設改良積立金1,095,089,831円及び過年度分損益勘定留保資金1,407,941,272円で補てんした。

R4年度

(2) 資本的収入及び支出
収入

区分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	小 計	繰越費 用不繰 越額に 係る財 源充当 額
第1款 資本的収入	87,135,000	1,071,000	88,206,000	0
第1項 企業債	1,000	0	1,000	0
第2項 補助金	82,400,000	0	82,400,000	0
第3項 出資金	1,000	0	1,000	0
第4項 他会計長期借入金	1,000	0	1,000	0
第5項 その他資本収入	4,732,000	1,071,000	5,803,000	0

支出

区分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用 増減額
第1款 資本的支出	810,143,000	△ 95,198,000	0	0
第1項 建設改良費	508,482,000	△ 95,198,000	0	0
第2項 企業債償還金	147,045,000	0	0	0
第3項 他会計長期借入金償還	44,615,000	0	0	0
第4項 投資その他の資産	100,000,000	0	0	0
第5項 その他資本支出	1,000	0	0	0
第6項 予備費	10,000,000	0	0	0

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額16,560,000円を除く。)が資本的
的収支調整額18,833,450円及び過年度分損益勘定留保資金366,240,812円で補てんした。

合 計	決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考	
			円	円
88,206,000	62,487,600	△ 25,718,400	(うち收受消費税及び地方消費税	19,090 円)
1,000	0	△ 1,000	(うち收受消費税及び地方消費税	0 円)
82,400,000	57,560,000	△ 24,840,000	(うち收受消費税及び地方消費税	0 円)
1,000	0	△ 1,000	(うち收受消費税及び地方消費税	16,560,000 円)
1,000	0	△ 1,000	(うち收受消費税及び地方消費税	0 円)
5,803,000	4,927,600	△ 875,400	(うち收受消費税及び地方消費税	19,090 円)

地方公営 企業法第 26条の規 定による繰 越額	合 計	決算額	翌年度繰越額		備 考
			円	円	
0	714,945,000	578,046,317	103,323,000	0	33,575,683 (うち仮払消費税及び地方消費税 21,440,414 円)
0	413,284,000	286,388,282	103,323,000	0	23,572,718 (うち仮払消費税及び地方消費税 21,440,414 円)
0	147,045,000	147,044,455	0	0	545 (うち仮払消費税及び地方消費税 0 円)
0	44,615,000	44,613,580	0	0	1,420 (うち仮払消費税及び地方消費税 0 円)
0	100,000,000	100,000,000	0	0	0 (うち仮払消費税及び地方消費税 0 円)
0	1,000	0	0	0	1,000 (うち仮払消費税及び地方消費税 0 円)
0	10,000,000	0	0	0	10,000,000 (うち仮払消費税及び地方消費税 0 円)

出額に不足する額32,118,717円は、減債積立金147,044,455円、過年度分消費税及び地方消費税資本

R5年度

(2) 資本的収入及び支出
収入

区分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	小 計	繰越費 通次繰 越額に 係る財 源充当 額
第1款 資本的収入	145,658,000	△9,708,000	135,950,000	24,840,000
第1項 企業債	1,000	0	1,000	0
第2項 補助金	122,000,000	0	122,000,000	24,840,000
第3項 出資金	1,000	0	1,000	0
第4項 他会計長期借入金	1,000	0	1,000	0
第5項 その他資本収入	23,655,000	△9,708,000	13,947,000	0

支出

区分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用 増減額
第1款 資本的支出	1,065,942,000	141,969,000	0	0
第1項 建設改良費	772,691,000	△158,068,000	0	0
第2項 企業債償還金	138,524,000	0	0	0
第3項 他会計長期借入金償還	44,726,000	0	0	0
第4項 投資その他の資産	100,000,000	300,037,000	0	0
第5項 その他資本支出	1,000	0	0	0
第6項 予備費	10,000,000	0	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,063,855,720円は、減債積立金138,522,956円、及び過年度分損益勘定留保資金887,352,272円で補てんした。

合 計	決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
160,790,000	160,065,500	△724,500	(うち收受消費税及び地方消費税 0円)
1,000	0	△1,000	(うち收受消費税及び地方消費税 0円)
146,840,000	146,840,000	0	(うち收受消費税及び地方消費税 0円)
1,000	0	△1,000	(うち收受消費税及び地方消費税 0円)
1,000	0	△1,000	(うち收受消費税及び地方消費税 0円)
13,947,000	13,225,500	△721,500	(うち收受消費税及び地方消費税 0円)

地方公営 企業法第 26条の現 定による繰 越額	繰越 費通 次繰 越額	合 計	決算額	翌年度繰越額		備 考
				円	円	
103,323,000	0	1,311,234,000	1,223,921,220	33,620,000	0	53,692,780 (うち仮払消費税及び地方消費税 53,546,438円)
103,323,000	0	717,946,000	640,656,009	33,620,000	0	43,669,991 (うち仮払消費税及び地方消費税 53,546,438円)
0	0	138,524,000	138,522,956	0	0	1,044 (うち仮払消費税及び地方消費税 0円)
0	0	44,726,000	44,725,115	0	0	885 (うち仮払消費税及び地方消費税 0円)
0	0	400,037,000	400,017,140	0	0	19,860 (うち仮払消費税及び地方消費税 0円)
0	0	1,000	0	0	0	1,000 (うち仮払消費税及び地方消費税 0円)
0	0	10,000,000	0	0	0	10,000,000 (うち仮払消費税及び地方消費税 0円)

通年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,420,492円、繰越工資金16,560,000円

(2) 資本的収入及び支出

区分	予 算			地方公営企業法第26条の規定に係る繰越額に係る財源充当額
	当初予算額	補正予算額	小 計	
第1款 資本的収入	429,604,000	△ 8,000,000	421,604,000	48,584,000
第1項 補助金	84,200,000	0	84,200,000	48,584,000
第2項 工事負担金	7,774,000	0	7,774,000	0
第3項 固定資産売却代金	41,000	0	41,000	0
第4項 投資	337,589,000	△ 8,000,000	329,589,000	0

(単位：円)

繰越額に係る財源充当額	合 計		決算額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
	継続費	通次繰越額			
0	470,188,000	0	433,336,962	△ 36,851,038	(うち仮受消費税及び地方消費税 5,908)
0	132,784,000	0	97,874,000	△ 34,910,000	翌年度繰越財源充当額 29,939,000
0	7,774,000	0	5,808,709	△ 1,965,291	
0	41,000	0	65,000	24,000	(うち仮受消費税及び地方消費税 5,908)
0	329,589,000	0	329,589,253	253	

支 出

区分	予 算				地方公営企業法第26条の規定による繰越額
	当初予算額	補正予算額	費用支出額	流用増減額	
第1款 資本的支出	711,222,000	△ 1,222,000	0	0	252,509,000
第1項 建設改良費	527,088,000	△ 1,222,000	77,000	0	252,509,000
第2項 企業償還金	24,134,000	0	0	0	0
第3項 投資	130,000,000	0	0	0	0
第4項 その他資本支出	0	0	5,873,000	0	0
第5項 予備費	30,000,000	0	△ 5,950,000	0	0

(単位：円)

継続費 通次繰越額	決算額		翌年度繰越額	不用額	備 考
	合 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額			
0	962,509,000	507,263,375	313,111,000	142,134,625	(うち仮払消費税及び地方消費税 30,619,317)
0	778,452,000	397,256,903	313,111,000	68,084,097	(うち仮払消費税及び地方消費税 30,619,317)
0	24,134,000	24,133,756	0	244	
0	130,000,000	80,000,000	0	50,000,000	
0	5,873,000	5,872,716	0	284	
0	24,050,000	0	0	24,050,000	

資本的収入額(翌年度へ繰り越しされる支出の財源に充当する額29,939,000円を除く。)が資本的支出額に対して31,616,000円、通年度損益勘定留保資金41,726,507円で補填した。棚卸購入限度額の執行額は15,809,200円で、これに伴う仮払い消費税相当額は1,437,200円である。